

平成28年
第 5 回

沖縄県議会（臨時会）会議録

平成28年10月28日 開会

平成28年10月28日 閉会

1日

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	3
1. 開会日に応招した議員	5
1. 応招しなかった議員	5

○第1号（10月28日）

1. 開会年月日時	7
1. 議事日程	7
1. 本日の会議に付した事件	8
1. 出席議員	8
1. 欠席議員	8
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	8
1. 開 会	9
1. 諸般の報告	9
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
1. 日程第2 会期の決定	9
1. 一括議題	9
日程第3 議員提出議案第1号 県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書	
日程第4 議員提出議案第2号 県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する抗議決議	
1. 新垣光栄君の提案理由説明	9
1. 質 疑	9
照屋 守之君	9
1. 討 論	16
座波 一君	16
宮城 一郎君	16
末松 文信君	18
1. 採 決	19
1. 議員派遣	19
1. 日程第5 議員提出議案第3号 高江現場における不穏当発言に抗議し警備体制の改善を求める意見書	19
1. 又吉清義君の提案理由説明	20
1. 討 論	22
比嘉 瑞己君	22
西銘啓史郎君	24
座喜味一幸君	26
照屋 守之君	27
1. 採 決	31
1. 閉 会	32

○巻末掲載文書

1. 議員提出議案	35
-----------	----

1. 諸般の報告	41
1. 議案処理一覧表	43

平成28年第5回沖縄県議会（臨時会）会期日程

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	10月28日	金	(会議録署名議員の指名) 本 会 議 (会期の決定) (議員提出議案の説明、採決)	

開会日に応招した議員

新 里 米 吉 君	末 松 文 信 君
赤 嶺 昇 君	渡久地 修 君
瀬 長 美佐雄 君	玉 城 満 君
玉 城 武 光 君	山 内 末 子 さん
親 川 敬 君	仲 村 未 央 さん
新 垣 光 栄 君	照 屋 大 河 君
次呂久 成 崇 君	仲宗根 悟 君
宮 城 一 郎 君	崎 山 嗣 幸 君
大 城 憲 幸 君	砂 川 利 勝 君
金 城 泰 邦 君	具志堅 透 君
西 銘 啓史郎 君	島 袋 大 君
新 垣 新 君	中 川 京 貴 君
座 波 一 君	座喜味 一 幸 君
比 嘉 瑞 己 君	嘉 陽 宗 儀 君
西 銘 純 恵 さん	新 垣 清 涼 君
平 良 昭 一 君	瑞慶覧 功 君
上 原 正 次 君	狩 俣 信 子 さん
当 山 勝 利 君	比 嘉 京 子 さん
亀 濱 玲 子 さん	大 城 一 馬 君
當 間 盛 夫 君	糸 洲 朝 則 君
上 原 章 君	照 屋 守 之 君
山 川 典 二 君	仲 田 弘 毅 君
花 城 大 輔 君	翁 長 政 俊 君
又 吉 清 義 君	

応招しなかった議員

金 城 勉 君

平成28年10月28日

平成28年
第 5 回 沖縄県議会（臨時会）会議録

（第 1 号）

平成 28 年
第 5 回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第 1 号）

平成 28 年 10 月 28 日（金曜日）午前 10 時 7 分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成 28 年 10 月 28 日（金曜日）

午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書

新垣 光栄君	次呂久成崇君	
宮城 一郎君	当山 勝利君	
亀濱 玲子さん	仲村 未央さん	
照屋 大河君	仲宗根 悟君	
崎山 嗣幸君	狩俣 信子さん	
比嘉 京子さん	大城 一馬君	
親川 敬君	平良 昭一君	提出 議員提出議案第 1 号
上原 正次君	玉城 満君	
山内 末子さん	新垣 清涼君	
瑞慶覧 功君	赤嶺 昇君	
瀬長美佐雄君	玉城 武光君	
比嘉 瑞己君	西銘 純恵さん	
渡久地 修君	嘉陽 宗儀君	
上原 章君	當間 盛夫君	

第 4 県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する抗議決議

新垣 光栄君	次呂久成崇君	
宮城 一郎君	当山 勝利君	
亀濱 玲子さん	仲村 未央さん	
照屋 大河君	仲宗根 悟君	
崎山 嗣幸君	狩俣 信子さん	
比嘉 京子さん	大城 一馬君	
親川 敬君	平良 昭一君	提出 議員提出議案第 2 号
上原 正次君	玉城 満君	
山内 末子さん	新垣 清涼君	
瑞慶覧 功君	赤嶺 昇君	
瀬長美佐雄君	玉城 武光君	
比嘉 瑞己君	西銘 純恵さん	
渡久地 修君	嘉陽 宗儀君	
上原 章君	當間 盛夫君	

第 5 高江現場における不穏当発言に抗議し警備体制の改善を求める意見書

又吉 清義君	西銘啓史郎君
新垣 新君	座波 一君
山川 典二君	花城 大輔君

}	末松 文信君	砂川 利勝君	}	
	具志堅 透君	島袋 大君		提出 議員提出議案第3号
	中川 京貴君	座喜味一幸君		
	照屋 守之君	仲田 弘毅君		
	翁長 政俊君			

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書
- 日程第4 県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する抗議決議
- 日程第5 高江現場における不穏当発言に抗議し警備体制の改善を求める意見書

出席議員(47名)

議長	新里米吉君	23番	末松文信君
副議長	赤嶺昇君	24番	渡久地修君
1番	瀬長美佐雄君	25番	玉城満君
2番	玉城武光君	26番	山内末子さん
3番	親川敬君	27番	仲村未央さん
4番	新垣光荣君	28番	照屋大河君
5番	次呂久成崇君	29番	仲宗根悟君
6番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7番	大城憲幸君	32番	砂川利勝君
8番	金城泰邦君	33番	具志堅透君
9番	西銘啓史郎君	34番	島袋大君
10番	新垣新君	35番	中川京貴君
11番	座波一君	36番	座喜味一幸君
12番	比嘉瑞己君	37番	嘉陽宗儀君
13番	西銘純恵さん	38番	新垣清涼君
14番	平良昭一君	39番	瑞慶覧功君
15番	上原正次君	41番	狩俣信子さん
16番	当山勝利君	42番	比嘉京子さん
17番	亀濱玲子さん	43番	大城一馬君
18番	當間盛夫君	45番	糸洲朝則君
19番	上原章君	46番	照屋守之君
20番	山川典二君	47番	仲田弘毅君
21番	花城大輔君	48番	翁長政俊君
22番	又吉清義君		

欠席議員(1名)

31番	金城勉君
-----	------

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	知念正治君	課長 補佐	平良潤君
次長	平田善則君	主幹	中村守君
議事課 長	勝連盛博君	主査	川端七生君

○議長（新里米吉君） ただいまより平成28年第5回沖縄県議会（臨時会）を開会いたします。

[議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載]

○議長（新里米吉君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

本日、新垣光栄君外27人から、議員提出議案第1号「県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書」及び議員提出議案第2号「県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する抗議決議」、又吉清義君外14人から、議員提出議案第3号「高江現場における不穏当発言に抗議し警備体制の改善を求める意見書」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

[諸般の報告 巻末に掲載]

○議長（新里米吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

3番 親 川 敬 君 及び

9番 西 銘 啓史郎 君

を指名いたします。

○議長（新里米吉君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本10月28日の1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本10月28日の1日と決定いたしました。

○議長（新里米吉君） この際、日程第3 議員提出議案第1号 県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書及び日程第4 議員提出議案第2号 県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

新垣光栄君。

[新垣光栄君登壇]

○新垣 光栄君 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び第2号の2件につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

[県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書朗読]

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

[県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する抗議決議の宛先朗読]

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書及び抗議決議の宛先で、県内関係要路につきましては、その趣旨を要請するために議員を派遣する必要があることから、議長におかれましてはしるべく取り計らいしていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時15分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

照屋守之君。

[照屋守之君登壇]

○照屋 守之君 おはようございます。

ただいま議題となっている意見書案、抗議決議案についての質疑を行いたいわけではありますが、この高江現場における発言問題ですが、昨日ですか、週刊新潮が発売されて、その中で特集を組まれた「沖縄ヘリパッド「反対派」の「無法地帯」現場レポート」という、そういうふうな週刊誌にも出ているようであります。

今、きょうは全国的なマスコミ報道も含めて、非常に関心があるようでありますけれども、まさにこの現場における発言の問題、我が沖縄県の基地の現状、あるいはまた返還、その問題が非常に厳しく問われていると考えております。その中で、私ども県議会議員は、現場の反対派住民ではありませんから、冷静に分析をして、その発言の本質、問題の根本も含めて考えていく必要があるかというふうに思うわけでありませ

それでは、質疑を行います。

まず初めに、県民侮辱発言の意見書、抗議決議を採決する本当の目的は何か、教えてください。関係要路に要請ということでありますけれども、何ゆえ県議会がこの一つの発言を捉えて抗議し、要請するのか。その表面的な案内ではなくて、本当の提案者の目的、そこを教えてください。

次に、2点目は、抗議決議の採択を行うにしても、既に沖縄県警本部長はわびて、警察官も処分されております。この決議案が決議をされて抗議に行っても、おわび申し上げます、今後の発言には特に気をつけませ、これで終わると思っております。沖縄県議会としてどうするのでしょうか。採択したという事実だけつくればいいのか。そのことをお答え願います。

3点目、意見書案、抗議決議案にある、発言に厳重に抗議するとともに、繰り返さないようにするとありますが、今なお沖縄県警察本部が警察官の正当性を主張して、わびとかそういうふうなものがないならば本日の抗議決議は理解できますけれども、先ほど言いましたように、既に沖縄県警本部長がわびて警察官も処分されているわけでありませ。非を認めてわびている相手に対して、沖縄県議会が抗議をする、どういうことでしょうか。非を認めてわびている相手に対して、同様の抗議をする。これを沖縄県議会がやる、どういうことでしょうか。

私ども県議会は、立法機関であり、あるいはまた県民の代表として見識を持った機関であります。県民の代表としておかしい行為だと思いませんか。その件について伺います。

4点目、県議会は、このように個人の発言を一つ一つ取り上げて抗議をすることが仕事でしょうか。機動隊の撤退やあるいはヘリパッド建設中止等の具体的な要求を出さないと、沖縄県の抗議決議、意見書としてはなじまない。私は、このように考えているわけでありませ。ですから、この意見書案、抗議決議案、今すぐ取り下げるべきであると考えませ。いかがでしょうか。

5点目、翁長知事は、北部訓練場の返還を歓迎すると表明し、沖縄県の基地の整理縮小が4000ヘクタール実現することを評価し、歓迎しております。提案者も北部訓練場の返還については、翁長知事と同様に歓迎する立場であるのか伺います。

6点目、翁長知事は、北部訓練場返還に伴う代替施設建設は容認していると考えております。提案者も同様の立場であるのか伺います。

7点目、意見書案のタイトルでありますけれども、「県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言」との表現であります。高江現場における機動隊員の発言は確かに不適切であり、沖縄県警本部長もわびて、警察官は処分されております。繰り返し申し上げているとおりであります。しかしながら、この発言を捉えて、沖縄県民に対する侮辱とは事実と異なっております。提案者の一方的な思い込みではないでしょうか。タイトルを変更したほうがいいのではないのでしょうか、伺いま

8点目、なぜ、高江現場における反対住民と警察官の発言のやりとりが、沖縄県民に対する侮辱発言に発展するのか、理解できないわけでありませ。多くの県民が疑問を持っております。日本政府も国民も誰も沖縄県民を侮辱しておりませ。差別意識もありませ。ない。県民も差別されているという意識は持っておりませ。なぜ、あえてこのような表現を使うのか、その真意をお尋ねしま

9点目、意見書案にあるこの発言で、「沖縄県民の誇りと尊厳を踏みにじり、県民の心に癒しがたい深い傷を与えた。」とあります。なぜ、あの発言でこのような表現になるのか、到底理解できるものではありません。県民は、北部訓練場の返還、沖縄県の基地の整理縮小を望んでおり、翁長知事も返還を歓迎しているわけでありませ。県民の願いは、現場が混乱することなく、基地の返還が行われることだと思います。政府を含め、現場の機動隊員が県民の誇りと尊厳を踏みにじる行為をすることは、あり得ないことませ。皆さ。なぜ、このような表現になるのか伺いま

10点目、さらに今回の発言は、「沖縄県民の苦難の歴史を否定し、平和な沖縄を願って歩んできた県民の思いを一瞬のうちに打ち砕いたものと言わざるを得ない。」としております。国は、全国の74%の基地が集中し事件・事故の現状を改善するために、北部訓練場の4000ヘクタールの返還と沖縄県の基地の整理縮小を進めているわけでありませ。このことは、県民の願いでもあります。この発言が「県民の思いを一瞬のうちに打ち砕いた」とする表現は、到底理解しがた

いものであります。日本国民と沖縄県民を分断させる目的があるのではないのでしょうか。この表現の意図する意味の御説明をお願いします。

11点目、日本の公安委員会、警察は、県議会における公安委員の説明のとおり、「政治、時の民意といったものから離れ、市民の安全・安心と公の秩序を確保すべく、法令違反やあるいは今にも違反が犯されるような危険な事態に対しては淡々とその職責を果たす必要がある」と答えております。そして、北部訓練場周辺では、今も連日、違法なありさまで抗議がなされておりますと説明しております。こうした状況の中、「北部訓練場周辺における警備活動につきましては、警備対象地域が広域であるなどの理由から一定の人数が必要であること、そして、県警の人員体制では対応できないこと等から、公安委員会といたしましても、他県の部隊の応援を求める必要があると判断しているところでございます。そのため、県外の機動隊の引き揚げは、県内、一般の治安維持の面からも適切ではないと考えております。」と公安委員会は明確に答弁しているわけでありませう。

提案者は、高江現場で治安維持のために頑張っている機動隊の撤去を求める立場で意見書を提出しているのか、御説明をお願いします。

12点目、さらに公安委員会では、「委員会の定例会においては、ほぼ毎回動画や静止画をもって高江における抗議、警備活動の実態について報告を求め、意見を交換している形で我々委員としても現場の様子を極力把握しようと努めているところでございます。その上で、県警察に対しては、安全に配慮するだとか、表現の自由に配慮するというような必要な指示を行って管理をしているところでございます。」。県議会本会議でそのように答弁しているわけでありませう。警察は、それを受けて現場で対応しているわけでありませう。反対派の皆様の表現の自由に配慮する、反対派の皆様の表現の自由に配慮する。公安委員会も警察も大変な気の使いようであります。提案者は、抗議参加者は何をやっても構わない、違法行為は黙認しなさい。そういう立場での提案ですか、御説明をお願いします。

13点目、提案者の今回の意見書は、機動隊員の言動には気をつけて、抗議活動者の違法行為は取り締まって、トラブルを防ぎ、代替施設の建設を進めなさいとの趣旨で提案されたものであるのか、御説明をお願いします。

よろしくをお願いします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時33分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 今の質疑にお答えしたいと思います。

たしか13点だったと思いますので、聞いていてダブっているところもありましたけれども、そこはもし漏れていたら御指摘願いたいと思います。

まず初めに、県民侮辱発言に関する意見書の目的は何かということだったと思いますけれども、これは……（「番号言って、番号」と呼ぶ者あり）1番、1番、目的は何かということでしたけれども、やっぱりこの発言は沖縄県民全体に向けられた発言だということに捉えまして、そして県議会としてこれは意思の表明をすることが必要じゃないかということで、これまで委員会でも議論してきました。できれば、ぜひ全会一致でこれは沖縄県議会の意思を示す必要があるんじゃないかということで、私たちは努力してきたものであります。

それから2点目、これはもう既に警察本部長はわびで警察官も処分されているということで、それだけでいいんじゃないか、あえてやる必要はないんじゃないかということですが、これに関しては確かに官房長官とかそれから防衛大臣も不適切だったということを発表しておりますし、謝罪もしていると思えます。ですから、県議会としても県民の代表機関である県議会がしっかりとここは意思を表明する必要があるんじゃないかということで、みんな一致してこのように動いてきたものであります。

3つ目、この3番目、これも繰り返さないようにという、議会で意見書、抗議決議を上げる必要はないんじゃないかということですが、これは、再びこういうことが繰り返されないように県議会として、公安委員会、そして沖縄の公安委員会、警察本部にもしっかりと、県議会としての意思を表明する必要があるんじゃないかということでこのような提案になっていきます。

それから4点目、個人の発言一つ一つを取り上げるのかということですが、今回の発言は、これは「土人」という言葉、これはもう文案にも書いてありますけれども、非常に侮蔑的な発言であります。そして、「シナ」という言葉も中国に対する蔑称というふうに、これは閣議決定で使わないということも決めたようでありますけれども、そういう意味では、これを公務員である警察官が発したということで、これを報

道で知った県民は、非常に衝撃を受けていますので、そういう意味でこれも繰り返しになりますけれども、県議会としてしっかりと、しっかりと意思を表明する必要があるんじゃないかということでもあります。

それから5点目、翁長知事の発言とあわせて、提案者は北部訓練場の返還について、知事と同じ立場にあるのかということでもありますけれども、今回は、北部訓練場の返還問題これについて述べているのではなくて、この発言に対して、これは許せないぞということでの意見書ですので、そういうことで御理解願いたいと思います。

それから6点、7点目、タイトルを、済みません、6点目、今5点目と同じように、今回の意見書はこの発言に対する抗議の意見書だということですよ。

7点目、これは、沖縄県民に対する侮辱とは違うんじゃないかと、だからタイトル変えたほうがいいんじゃないかということですよけれども、私たちは、この発言は沖縄県民全体に向けられた発言だという意味で、そういう意味ではこれを非常に重視した。派遣された、派遣された公務員である警官が発言したものであるということでこれは非常に重視をしているわけでありませぬ。

それから8点目、済みません。ちょっと数が多かったものだから、8点目。日本政府も国民も誰も県民を侮辱していないと、差別していないんじゃないかと、そういうことを言っていますけれども、これは皆さん、2013年だったと思いますけれども、1月27日に建白書を持って上京した折に、それは自民党議員の皆さんも、質疑された議員も一緒でしたけれども、デモ行進した際に、日章旗を掲げた集団から、沿道から、本当に私たちデモ隊に対して、日本から出ていけ、非国民だというような言葉を浴びせられ、参加した市町村長らも非常に衝撃を受けました。根っこはこういうものをつながっているんじゃないかなということですよ、私たちは、これは非常にそういう意味で、そういう意味でこれともつながっているんじゃないかなと思っ、これは県民の誇りと尊厳を踏みにじるものじゃないかという思いであります。

それから10点目、今回の発言は、沖縄県民の苦難の歴史を踏みにじるものではないかという表現、これは取り消したほうがいいんじゃないかということですよけれども、沖縄の歴史は、皆さんも既に御承知のとおり、あの戦争で二十数万のとうとい命がこの沖縄で奪われて、県民4人に1人が犠牲になって、戦後27年間米軍占領下であって苦しめられてきたわけですよ。そういう意味で、そして今も74%の全国の米軍基地の

専用施設が押しつけられているもつとで、本当に平和な沖縄を願って私たちは頑張ってきているわけですよ。そういう意味では、この沖縄県民の苦難の歴史を、やっぱり一瞬にして打ち砕くんじゃないかなという思いを私たちは持っています。それは、私たちの思いですから、それは御理解いただきたいと思っ。

そして、11点目、これはなぜ、多分公安委員会などにこういった意見書を上げるのかということですよけれども、今回の不適切発言というのは、全国から派遣された機動隊の警備のもつとで行われたものですよ。警察関係全体にかかわる問題であつて、やっぱり県議会としてしっかりとこういった決議を上げて、再び繰り返すことのないようにということよ、国家公安委員会、警察庁にもしっかりと沖縄県議会、県民の声を届ける必要があるんじゃないかということよの決議の提案になっていますので、ぜひ御理解いただきたいと思っ。

それから、12点目。12点目は、反対する皆さんと抗議参加者の発言などはそのままにして、警察官の発言だけ問題にするのかということよの御趣旨だったと思っすけれども、圧倒的な権力を持った公務員である警察官の発言と市民の発言ということよ、同列に扱ってはいけなと思っす。そういう意味で私たちは同列ではないと思っすので、その辺は、私たちは本当に、本当に法を守る立場でやる人たちを、私たちは何もこの市民の不適切発言、そういったものがあつたとしたら、それはそれで、それを問題にしないということよではなくて、県議会としては、公務員としての警察官の発言に対しては、しっかりと抗議するという立場であります。

そして、これは、13点目、これは代替施設の建設を進めなさいという趣旨で提案されたものかということよありますけれども、先ほど来答弁しているように、今回のものは、県外から派遣された警察官が、この現場で市民に対して「土人」とか、この「シナ人」がと言つたものに対して、これは県民の心を傷つけるものであるということよ抗議して、このようなことが繰り返されなようにという趣旨の意見書であります。

ぜひこれは、多くの県民の皆さんが賛同できると思っすので、私たちは全会一致で可決できるようにと思っ、文案も作成しましたので、ぜひ全議員の皆さんの御賛同を心から願っす。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時51分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

照屋守之君。（発言する者多し）

再開しております。

照屋君、2回目の質疑をお願いします。（発言する者多し）

答弁漏れはありませんでした。皆さんも聞いていました。1何、2何と答えているわけです。（発言する者あり）

いや、答弁漏れはなかったと私は言っているんです。（発言する者多し）

横暴ではありません。慣例に従って運営しております。慣例に従って運営しております。（発言する者多し）

休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時4分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 再質疑を行うわけでありますけれども、先ほど沖縄県民の侮辱という表現、尊厳を踏みにじるとかということについて、この発言がまさにそれをやっているのではないかという、そういうことを県議会議員がこの公の場でおっしゃること自体が異常じゃないですか。あの現場の状況というのは、非常に反対派の住民が体を張って命がけで反対をする、それに対して機動隊も体を張って守っているという、そういう混乱した中で起こったそういう一言が、県民と国民を分断するというようなそういう発言としてすりかえられる、異常じゃないですか。それを捉えて抗議決議をつくるなんていうのは、私は、まさに沖縄県議会も異常な状況だなという、そういう思いがしています。

私が今回質疑をして、議長も慣例に従って答弁をしているという趣旨の、そういう内容ですけれども、今この問題発言の……（発言する者あり） 黙っていただきます、うるさい。私の時間ですよ、何言っているんですか、あなたは。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君） 静粛に願います。

今質問していますから。

○照屋 守之君 聞いていておとなしく。黙らせてください。あなたは往来妨害罪の車使ってそういうことをやって、人が質疑をやっているときに一々文句つけるのか。

○議長（新里米吉君） 質問者も冷静に。

質問者も冷静にしてください。（発言する者あり）

○照屋 守之君 あなた、車の名義をちゃんとしなさいよ。（発言する者あり） 何をあなたは、人が質疑やっているとき……

○議長（新里米吉君） 議員の皆さんも……

○照屋 守之君 黙らせてください、議長。

○議長（新里米吉君） だから、今注意しています。

議員の皆さんも、やじには注意をしてください。

そして、質問者も冷静に続けてください。

○照屋 守之君 冗談じゃないですよ。

私も体張ってやっていますからね。（発言する者あり）

そういうのも含めて政治的に、県議会議員はただ単に、この意見書とか抗議決議という、このものをその表現だけでは出しません。その背景にあるそれぞれの議員が持っている、この北部訓練場やあるいはヘリパッドの建設問題に対するそういうふうな考え方、方針があって、こういう抗議とか意見書で出すんじゃないですか。だから、こういう提案されたときは、それぞれがどういう方針のもとにこういう抗議をする、決議をするということを県議会の場で明らかにして、それを共有するというのが提案者のやることじゃないですか。

ただ単に表面的なものだけで、自民党も全部賛同してくださいという、こういう提案者の発言こそ、まさにおかしいんじゃないですか。ですから、そういうのも含めて、やっぱりその背景にあるのをもう少し具体的に説明してもらえませんか。

まず、最初の目的です。それぞれが、抗議決議をする分には異論はないと。県警本部長はわびをして、警察官は処分されたと。抗議に行きました。ごもっともです、今後しっかり気をつけます。その内容の抗議決議ですよ。本来は、そういうふうなもとに機動隊を撤退させてもらえませんか、工事を中止してもらえませんかということを要求するのが、沖縄県議会、政治の務めじゃないですか。それも何もしないで、ただ抗議だけする。一方的に、警察官のそういうふうな発言を取り上げる。反対派のいろんな厳しい、そういう声は伏せて何も言わない。これはやっぱり県議会のやるべきことじゃないと思っているんですね。（発言する者あり）

何よりも、何よりも本当にこの抗議決議、意見書、それがどうなるんですか。県議会はどうしたいんですか。ほったらかしてもいいんですか。だから、我々は対案を出して、きちっと警察官の意見を、発言は慎んで、なおしっかりそういう秩序のあるようなものを求めたいという対案を出しているわけですよ。我々のほ

うが建設的じゃないですか。我々のときにしっかりやってくださいね。

ですから、この本当の目的、何なんですか。この決議を出して、県議会で決議し、報道を通して県民や国民にそれを知らせるのが目的なのか。あるいはまた、こういうふうな決議をもとに、抗議の県民大会を開く。そういうふうなステップとしてやるのか。そういうことも含めて、やっぱりきちっと説明してもらわないと、理解しがたいわけです。

改めて、そういう目的を御案内、説明をしていただければと思っております。

5点目に、翁長知事の……（発言する者あり） 違いますよ。さっきの件です。再質疑ですから。

5番目の北部訓練場の翁長知事が歓迎するとした表明、それについて、北部訓練場返還については、翁長知事と同じように提案者は歓迎する立場なんですかと、こんなわかりやすい質疑ですよ。そこを聞いているのに、これは別にこの決議文とは違うということで蹴られたら——我々は県の執行部とのやりとりじゃありませんから、同じ政治家同士として、それぞれ基地の整理縮小とか、さまざまな課題を抱えていて、それはそれぞれの立場、どういう立場でこれをやっているのかという、決議を出すのかというのが、非常に大切なことじゃないですか。そこを県民に伏せて、そういうことについて我々は関係ありませんよ。ヘリパッド建設問題も関係ありませんよ。とにかくそれを抜きにして、この抗議だけでまとまりましょう。こんな政治家がおりますか。こんな県議会がありますか。ですから、そこについての見解と——意見がばらばらだったらばらばらでいいんです。提案者28名もいるわけですから、その説明をしてほしいという話ですよ。

それと、北部訓練場返還に伴う代替施設建設は容認をしているんですか。ここがこの発言問題の根本ですよ。（発言する者あり）これが根本です。ヘリパッド建設問題について何も言及しない、ただ抗議だけする。とりようによっては、ヘリパッド建設は容認します。県警の発言は注意してください。その程度の抗議決議、意見書なんですかという話ですよ。

ですから、そこを提案者がしっかりと説明をしないと、あの決議文だけでは、沖縄県議会は全てヘリパッド建設容認、そういうふうな——きょうは全国のマスコミが来ていますから、訴えられますよ。ですから、そのことも説明をしてくださいということになります。

ここからが再質疑です、本当の。

議長、ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○照屋 守之君 先ほどの北部訓練場返還についての提案者の考え方、あるいはヘリパッド建設、それについての提案者の考え方、そこはぜひお願いをしたいということですが、実は、10月11日に米軍基地関係特別委員会がありまして、知事公室長が説明をしているんです。これはこういう内容なんです。ただいま議題となっています、米軍北部訓練場のヘリパッド建設地区における抗議活動について、県の対応を御説明いたします。北部訓練場の過半の返還条件とされているヘリ着陸帯移設については、工事に際し、事前に十分な説明もないまま資機材の運搬が強行されるなど、地域住民の日常生活に影響を及ぼしております。現場においては、法令の遵守と憲法で保障された表現の自由の両者に配慮することが重要であると考えております。県は、去る9月21日、北部訓練場ヘリ着陸帯移設工事に係るさまざまな課題について、沖縄防衛局長と意見交換を行いました。その際、安慶田副知事から沖縄防衛局長に対し、①、地域住民の日常生活に最大限配慮する、それとともに、②、県道施設の利用、管理に支障を及ぼすことがないように適切に対応していただきたい。そのような申し入れが9月21日に行われているわけでありまして。米軍基地関係特別委員会での知事公室長の説明であります。

高江地区で反対住民と機動隊で大混乱している中での県の対応の説明であります。私はこの説明に、翁長知事や県がヘリパッド建設についての考えや方針が集約されていると考えているわけでありまして。

1つ目は、法令の遵守であります。法律に従って粛々と進める。

2つ目は、反対する皆様方の表現の自由、両者に配慮しなさいということでありまして。両者に配慮する。法律の手続によって進めることは構わない。反対する住民の憲法で保障されているそういう自由、両者に配慮しなさいという県の立場です。

そして、もう一つは、安慶田副知事は、県道としての機能を損なうなという、そういうことをお願いしているわけでありまして。安慶田副知事のそういう説明、そこの中には本来、あれだけ混乱して逮捕者も出ているそういう状況の中で、県の方針は非常に重要です。工事を中断し、中止して混乱をおさめる、おさめろ、そういう指示もあってしかるべきです。ところがそう言っていません、県は。法律とかさまざまな面に注意

しながら、反対の住民も注意しながら進めなさいよということを言っております。中断しなさいとも言うておりません。ですから、翁長知事を初め沖縄県政は、北部訓練場返還に伴うヘリパッド建設は容認の立場であります。幾ら口で反対と言っても、やっていることは容認ですから。ですから、そういうふうな形で県は非常に冷静に見ております。今、県が反対すると北部訓練場の返還が困難になる。かといって反対住民の立場も考えるとなかなかそういうこともできない。どちらにもいい顔しているというのが現状じゃないですか。

せんだって、私は埋立承認取り消しの討論の中で申し上げましたけれども、県は国に対しては北部訓練場返還歓迎、ヘリパッド容認、県内では反対、そういうふうな立場でやっているのではないかというふうに考えているわけであります。

ですから、今提案者に対して聞きますから教えてください。提案者に対して、県のそういう姿勢を容認する立場でこういう抗議決議、意見書が出ているのか、そこは明確にお答えをお願いしたいわけでありませう。（発言する者多し）

2回の質疑をさせていただいておりますけれども、ぜひとも、やっぱりこの意見書、抗議決議案を出す、先ほど提案者は全会一致でやるために機動隊の撤去とか、あるいはまたヘリパッド反対とかということは盛り込んでいないということでもあります。私は現場の状況からして、やっぱり我々政治が、本来は20年前に返還が決まっておりますから、20年前からしっかりそういう議論をした上で、今対応すべきだったなということを考えているわけでありませうけれども、改めてヘリパッドの問題、北部訓練場の返還、沖縄県の基地の整理縮小、そこをどうするのかという、その観点に立ってこの抗議決議はどういう効力を発揮していくのか、明確にそこはお答えいただかなければ、政治家としてはやっぱり我々はおかしいなというふうに思うわけでありませう。

よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時23分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 本当の目的は何かということでした。

本当の目的は、「県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書」を採択して、これを関係要路にぜひ持っていくというものであります。ですから、これは何か裏にいろいろあるんじゃないかとか言っていましたけれども、これはまさに、この侮辱発言に対して県議会の意思を示すことであります。

この警察、今回の発言は、全国から集まった機動隊員による警備のもとで行われていまして、警察関係全体にかかわる問題だと思っております。ですから、しっかりと国家公安委員会、警察庁へも沖縄県民の声を届ける。この必要があると思っておりますので、御理解願いたいと思っております。ですから、この提案者には、私たちは、本当は全会派の名前が連ねられるようにと努力しましたけれども、残念ながら今回は与党と中立の会派の提案になっております。私たちとしては、これは全会派が一致できる内容だと理解しておりますので、ぜひ御理解していただきたい。

それと、先ほどの5番目、北部訓練場の返還についての立場、それから翁長知事がとっている北部訓練場の、この建設についての県知事の立場について、どうするのか、容認するのかということですが、この文章を皆さん改めてごらんになっていただきたいと思っております。これは、あくまでもこの発言に対して、一致して抗議の声を上げよう、県議会の意思を示そうということをやったものであります。ですから、この北部訓練場の返還問題については、各会派立場の違い、意見の違いはありますけれども、そういう違いはあったもとでも、今回の発言は、これは沖縄県民に対する侮辱発言だとして容認できませんよということで、この一点で一致したものでありますから、その辺はぜひ皆さん、御理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案2件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君） これより討論に入ります。

議員提出議案第1号及び第2号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

座波 一君。

〔座波 一君登壇〕

○座波 一君 県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書に対しまして、反対の立場で意見を申し上げます。

この意見書は、高江のヘリパッド建設現場において、県外の機動隊員が建設反対派に対し、「土人」、「シナ人」と侮辱する発言をしたことに対し、県議会がこの発言を沖縄県民を侮辱し、沖縄の苦難の歴史を否定し、平和な沖縄を願う県民の思いを打ち砕いたとして抗議する旨の意見書であります。

先ほどの提案者の答弁からは、まさに機動隊員が沖縄県民を侮辱したと決めつけているのであります。確かに、差別的用語とされる言葉を現場の反対派に放ったのは、常識的に間違っており、県警本部長も事実を認め、不適切な言葉として謝罪し、この機動隊員を戒告処分しているのであります。

しかし、果たして機動隊員は全ての沖縄県民を侮辱するつもりで言ったのであろうか。また、沖縄県民を差別する革新的な意図があったらうか。反対派の機動隊員に対する暴言、挑発はいかなるものだったらうか。そして反対派の行動は法と秩序を守っているのだろうかなどの疑問は払拭されていないのであります。後の調べでは、この機動隊員は、侮辱するつもりで言ったのではないと言っているのもあります。さらに、沖縄・自民党の調査では、現場における反対派が機動隊や防衛局職員に対する暴言、暴力、挑発は極めて悪質、過激で聞くにたえがたく、見るに忍びないほどの状況であるということが判明しております。

このような混乱した状況下で起こったこの言動を一部のマスコミは、沖縄県民に対する構造的な差別問題と大々的に報じ、問題の本質を新たな沖縄への差別問題にすりかえて、県民に訴えている。それに、呼応して県議会が問題の本質を検証しようともせず、沖縄県民侮辱発言として沖縄県民感情に訴えるのは、県議会の権能にふさわしくない。将来に大きな禍根を残すのではないかと、大いに危惧するものである。

そもそも、翁長知事は、辺野古に新基地をつくらせないとしながら、日米安保条約を支持し、SACO合意を推進すると明言し、さらにオスプレイ配備に反対

することで、北部訓練場返還へ向けたヘリパッド建設に対する反対派の妨害を容認しているなどの整合性のない基地政策こそが、沖縄の民意を二分し、問題解決を困難にした原因である。さらに、新基地建設に対し、あらゆる手段を使って阻止するという県知事のメッセージは、反対派にとってさらに過激な危険な事態を引き起こしかねない。万が一の事態が起これば、沖縄県知事としての責任も問われかねない。混乱の責任は、県知事にあるのです。このような過激な反対派の活動を鎮静化し、終わらせることができるのは、翁長知事であり、我々議会も県民同士がいがみ、憎しみ合う状態から脱却させなければならない。

翁長知事が言う保革を超えた沖縄県民のきずなを構築するために、今何ができるのか。私たちは、考えなければならないのであります。したがって、県外機動隊員の言動に、沖縄への侮辱として過剰に反応し、さらに県民の憎悪と憎しみを助長するような意見書案には、断固反対いたします。

最後になりますが、日本の法律上、「土人」や「シナ人」は存在せず、「土人」発言が即、沖縄県民を侮辱し差別されていると反応すること自体、不自然であります。また、この現場で激しく機動隊員に暴言、挑発をしている反対派には県外の人も多くいたとの事実から、「土人」、「シナ人」との言動は、一体誰に対して放たれたものなのか、まだまだ疑問であります。むしろ、侮辱罪で告訴したほうがはっきりするのではないのでしょうか。

以上、反対意見といたしますが、一人でも多くの議員の賛同をいただきたく、討論を終えます。

○議長（新里米吉君） 宮城一郎君。

〔宮城一郎君登壇〕

○宮城 一郎君 ハイサイ グスーヨー チャー元気ですか。

社民・社大・結連合の宮城一郎でございます。

去る9月の一般質問で名を名乗るのを忘れてしまいました。もう一度申し上げます。社民・社大・結連合の宮城一郎でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。

会派おきなわ並びに我が会派、日本共産党、そして公明党、維新の会が提案した県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書、抗議決議に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

去る10月18日、東村高江周辺の米軍北部訓練場ヘリパッド建設工事に際し、沖縄県公安委員会の援助要請に基づき派遣されている5都府県機動隊のうち、大阪府警所属の複数の機動隊員らが、ヘリパッド建設に

反対する抗議住民に対し「触るなクソ、どこつかんどんじゃボケ、土人が」や「黙れこら、シナ人」といった到底容認することができない差別用語を発し、沖縄県民を侮辱しました。

「土人」とは、本来、その土地に生まれ住む人、土着の人、土民、土でつくった人形、土人形・泥人形などの意味を持ちますが、現代では軽侮の意を含んで使われる未開発の土着民の意味が強く、テレビなどでは放送にふさわしくないものとして使用を控えている言葉です。また、「シナ人」ももともとはシナ（中国）の人という意味ですが、近年インターネット上においては、自分たちの意に沿わない人たちにレッテルを張っておとしめるネットスラングの一つとして浸透している用語となっております。これらの侮辱用語が、およそ法と人権を守る警察官の口から発せられたことは、今まさに故郷の地に集う世界中の沖縄県民の心をずたずたに切り裂いた暴言でありました。

東村高江は、1996年のSACO合意に基づき、国頭村と東村にまたがる広大な米軍北部訓練場の過半の返還のため、集落を取り囲む6つのヘリパッド新設を条件としたことで、2007年の工事着手以来、約9年間にわたり事業者である沖縄防衛局と地域住民の間で対立、対峙が続いています。地域住民による非暴力の座り込み反対運動は、この9年間負傷者や逮捕者を出すこともなく、特にN4と呼ばれる2つのヘリパッド完成後は、地域の治安安定、住民の安全のもと行われていました。しかし、7月11日早朝より強行された沖縄防衛局の工事関係資機材搬入——すなわち工事再開です——と沖縄県警察機動隊を投入しての反対住民排除に端を発し、以後派遣機動隊と抗議住民との間で互いに負傷者を出す事態にまで発展しました。

これについて、沖縄県警察本部の重久警備部長は、10月6日の総務企画委員会において、「7月5日から県外機動隊の援助要求の検討に入った。」、そして「7月11日の沖縄防衛局の工事再開とこの警備に沖縄県警機動隊を配置することにより、抗議活動のエスカレートが予想されるため、県外機動隊の援助が必要と判断した。」。そしてこの「抗議活動のエスカレートしていくことの予測は、辺野古の反対運動の経験則から予測した。」と答弁しております。7月11日の沖縄県警察機動隊を投入すること、それがこれまでの治安の安定、住民の安全状態を破壊することに確信を持って強行したと言えるでしょう。

その後の高江は、来県した500名とも800名とも言われる5都府県の派遣機動隊と圧倒的な数の機動隊に排除される高江のヘリパッド建設に反対する住民の一

助となりたいと、県内外から駆けつけた支援者とは相まみえることになりました。この圧倒的な機動隊の力に抗議住民は、遵法のもとでの運動を維持できなくなり、負傷者、逮捕者を生み出し、双方による県道封鎖によって、ヘリパッド建設工事の警備や抗議運動とは全くかわりのない東村地域住民の日々の生活にまで悪影響を及ぼす事態となっております。混乱の終結は、全く見通しが立たない状況です。

既に完成し米軍に提供されたN4のヘリパッド建設の際と比較して、今の高江の惨状は目を覆うものであります。この差の最大の原因は、言うまでもなく県外から派遣された常軌を逸した数の機動隊員です。N4ヘリパッドの完成は到底認めることはできませんが、当時の沖縄県警本部長の責任と警備部長の指揮のもと、限られた県警警察官だけで、押さば引け、引かば押せ、ヒット・アンド・アウエーのように対処され、ついにN4ヘリパッドの完成を許してしまいました。今思えば、現在の沖縄県警本部長、警備部長よりも知略、実践において卓越したものがあつたのかもしれませんが。調理人に例えるならば、圧倒的な物量に頼る現在の警備部長は、とにかく値段の高い食材を買いつければおいしい料理をつくれるんだであり、当時の警備部長は、限られた条件下でも腕と工夫でおいしい料理がつくれるんだといったところでしょうか。どちらが、調理人としてクオリティーが高いかは、語らずとも明白であると考えます。

さらに、現在の警備部長は、物量に頼っただけでなく、食材の吟味、チェックも怠りました。「土人」や「シナ人」という心に差別の根を張る隊員を紛れ込ませてしまったのです。今、私はあえて紛れ込んだという表現を使いました。なぜならば、今回の事件は、警察の組織の中に差別の心を持つ者が、何らかのイレギュラーによって紛れ込んだと信じたいからです。警察という組織の文化や思想が彼らを育んだとは思いたくないんです。しかし、10月25日の総務企画委員会で、「やはり警察官も人間でございますので、いろいろと過激なことを言われると、なかなか冷静さを保てない人が出てくるというのは事実です。」と警備部長は答弁されました。これは、今回差別発言をした2人の機動隊員らが特にレアケースな存在ではなく、他の機動隊員らも警察官としての資質が疑われるような粗悪なキャラクターにいつでもなり得るとの発言にひとしく、私は怒りや悲しみ、失望というより恐怖を感じてしまいました。この警備部長の発言の意味を深く考えたとき、そもそもこの500名とも800名とも言われる県外からの派遣機動隊による警備活動は、沖縄県警

察本部の責任のもと、沖縄県警察本部警備部長の指揮のもと行われるオペレーションとしては荷が重かったのではないかと感じました。いえ、この大量の県外機動隊による警備そのものが無理だったのかもしれない。

9月の定例会の一般質問でも、池田沖縄県警察本部長の答弁に、「そのような報告を確認できておりません。」という答えもしばしば見られました。それは、そもそもが高江の現場で起こっている全ての事象を掌握できないことを物語っているのではないのでしょうか。6月に沖縄に赴任したばかりの警備部長が、5都府県から成る大勢の機動隊員の個々のキャラクターについて、A君が興奮しやすい、B君はいつも冷静沈着だ、C君はやや内気な面があるなど、間に小隊長という責任者などを介してでは難しかったということが明らかになったと考えます。このようなマネジメントの役を担う者が、末端の機動隊員一人一人までを管理統制できなかったことが今回の侮辱発言問題を引き起こしたのです。

10月6日の総務企画委員会で私はある提案を沖縄県警察本部にいたしました。「現在の高江は、機動隊、抗議住民の双方に負傷者、逮捕者がでています。また双方による県道封鎖によってヘリパッド建設工事の警備や抗議運動とは全くかわりのない東村地域住民の日々の生活にまで悪影響を及ぼす事態となり、皆が不幸になっています。幸せな人は誰一人としていません。ここで、高江地区日常生活安定化協定（仮称）なるものを締結し、抗議住民は違法な抗議活動をやめ、法律で認められた範囲での活動を厳守する。一方、警備側は、県外からの派遣機動隊を派遣元に返す。すなわち、時計の針を地域の治安安定と住民の安全が保全されていた7月10日まで戻しましょう。警察の任務が治安安定と住民の安全の確保であり、ヘリパッド建設工事の完遂でないのであれば、現在考え得る最善の策ではないのでしょうか。」と提案いたしました。

これに対して、警備部長の答弁は、「抗議住民が、違法な抗議活動をやめれば、検討の余地はあるでしょう。」とありました。このせりふ、皆さんどこかで聞いたことがありませんか。この地球上のどこかで、今もなお続いている民族紛争、宗教対立、利権闘争。そうです、戦争と呼ばれているものです。抗議活動側が警備部長の言をかりるとするならば、「県外からの派遣機動隊が撤退したなら、私たちも法にのっとった活動に戻ります。」、そう言うはずです。あのとき双方が同時に武器を捨てる、その検討をしなかったこと

が、負傷者、逮捕者、地域生活の混乱のみならず、新たに言葉の暴力を生み、人間と人間の心のきずなを断ち切りました。

私は、11歳から14歳まで福岡県の北九州市に父の仕事の都合上、転校しました。その際に、地元の同い年のクラスメートから、今まさに問われている「土人」という発言を浴びせられました。また、当時の社会世相にあったベトナムで戦争に苦しむ方々が日本近海に船に乗ってやってくるという状態から、「ベトナム難民」とも言われました。私はそこで彼に言いました。誰に向かって言っているんだと、そうしたら彼はこう答えました、「お前ら、沖縄県民じゃ。」。そのとき私は、彼と拳を交えて語り合いました。今では、一緒に酒を酌み交わす間で、三十数年たってもまだ交流を続けております。

今、私たちが今回の発言にうつむかず、沖縄県警等にしっかりと私たちの立ち位置、思いを伝えること、この意見書、抗議の意思を伝えていくこと、これが本当にこれからの私たちが切り開いていく、健全な人間関係だと思えます。

私は、今回の侮辱発言に対するこの抗議決議、意見書の決議によって、沖縄県警察本部、そして沖縄県公安委員会の皆さんに、ぜひ現状の高江で起こっている不幸をとめるため、ウチナーンチュの心の傷を癒やすため、そのためにどのようなアクションが必要か御一考いただきたく、本議案に賛成する立場から願います。

以上、私の賛成討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松 文信君 それでは、沖縄・自民党会派、末松文信でございます。

ただいま提案がありました議員提出議案第1号、県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書案、そして第2号同抗議決議案に反対する立場から討論を行います。

そもそも本件は、平成8年のSACO合意による在沖米軍北部訓練場の過半を返還するに伴い、返還予定地にある既存のヘリパッド7カ所のうち6カ所を移設することが条件となっておりました。既に2カ所は工事が完了し、運用されているところであります。引き続き残り4カ所の工事が進められております。そのような中、ヘリパッド建設に反対する抗議参加者が、建設工事を阻止する目的で東村高江地域の生活道路である公道を封鎖し、工事車両の下に潜るなど危険きわま

りない妨害行為を行っております。

他方、報道によりますと、翁長知事は10月8日、知事公舎での菅官房長官との会談の中で、官房長官から年内に米軍北部訓練場の過半、約4000ヘクタールを返還するとの意向を受け、記者団に対し、これを歓迎すると述べております。このように知事は、北部訓練場の返還を歓迎すると言ひ、知事を支える方々が、実質的に返還を阻止するような活動が連日行われている。その相反する行動が不可解であります。

去る9月定例会で、高江での警備に対する県警や県公安委員会の対応について、過剰警備等の指摘に対し、県警及び県公安委員会は、「抗議活動をする人も、しない人も等しくその安全を確保しなければならない責任がある立場から、現場の状況を憂慮し、県警だけでは対応しがたい状況等に鑑み、やむを得ず県外からの応援を要請した。」と答えておりました。その要請に応じて派遣されてきた警察官機動隊は、赴任地を離れ、業務命令に従って任務を遂行しているものだと考えております。その警察官に対し、「お前は心がゆがんでいるから、顔もゆがんでいる。人殺し、犬、豚」など、掲げれば枚挙にいとまがありませんが、抗議参加者から矢継ぎ早の罵声を浴びながらも、そのようなバッシング、挑発には乗るなどというような指導を受ける中で、その罵声に対しても歯を食いしばって、我慢に我慢を重ねて耐えていたものと推察されます。そのような状況の中にあっても、なお我慢の限界を超えての発言だったのではないかと考えております。

そこで、現場での応酬の状況を推察すると、議案の説明にありますように沖縄県民に向けての発言ではなく、抗議参加者と相対の間で売り言葉に買い言葉で発した言葉であったと史料されるのであります。また、その相手が報道にあるように芥川賞の受賞者とはつゆも知らなかったのではないかというふうに思っております。とはいえ、言葉が過ぎたことについては不適切だったと県警も謝罪し、当該警察官は派遣元で戒告処分を受けているところであります。一方の抗議参加者にも、言動の自制を促す必要があるのではないかと考えております。

そこで、1つ目に、沖縄県民侮辱発言としてこの意見書及び同抗議決議をするにはなじまないのではないかと考えております。

2つ目に、米軍北部訓練場の過半、約4000ヘクタールが返還されることによって、在沖米軍基地の17.4%が縮小されます。

3つ目に、返還が実現することによって、やんばる国立公園の世界自然遺産登録への弾みがつき、ヤンバ

ルひいては沖縄観光の振興に寄与するものである。

4つ目に、これ以上、東村高江地域での混乱が増幅し、市民生活を脅かすようなことがあってはならない。混乱を避けるためにも、早期返還が急務であります。

5つ目に、知事も早期返還を望んでいるわけでありますから、このことについては、本議案が成立することによって、県益が大きく損なわれるとの立場から本議案に反対の討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号「県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する意見書」及び議員提出議案第2号「県外機動隊員による沖縄県民侮辱発言に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君） ただいま可決されました議員提出議案第1号及び第2号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を県内の関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、議員派遣について採決いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号及び第2号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君） 起立多数であります。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時21分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

日程第5 議員提出議案第3号 高江現場における不穏当発言に抗議し警備体制の改善を求める意見書を

議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

又吉清義君。

[議員提出議案第3号 巻末に掲載]

[又吉清義君登壇]

○又吉 清義君 まず冒頭に、高江現場における不穏当発言に対しては、あってはならないことだし、また、不穏当発言防止の徹底化を図らねばならないということはこれ事実であります。本員もよく理解しております。その中で、今高江現場におきまして、何が起きているか。ぜひ皆様方に真実を申し上げたいと思いますので、いましばらく耳をかしていただきたいと思っております。

まず、北部訓練場は、面積7500ヘクタールを有する沖縄県最大の米軍施設であり、平成8年12月のSACO最終報告において、日米で過半、約4000ヘクタールの返還を合意した米軍施設であります。基地の整理縮小を実現するために、返還区域にあるヘリコプター着陸帯7カ所を残余に1つ減らして、6カ所を移設し、そして大きさも直径75メートルから45メートルの最小限度の大きさとなり、4000ヘクタールを返還します。これが高江ヘリパッド建設の本来の趣旨と目的であります。

しかし、返還に向けた再開の工事を着手するために具体的な工程で動き始めると、これまで辺野古で反対行動をしていた活動家、ごく一部の左翼暴力集団だけでなく、県外を初め、国外や左翼暴力集団までも高江地域に陣取り、結集してしまいました。市民と言われる政治家を初め、左翼暴力集団に昼夜脅かされ、生活そのものにも影響が出ている地域住民、また、地域の安全と平和を必死で維持する警察の姿勢等、その現場の事実、真実がほとんど報道されることなく、今日まで月日が流れてきたのが現状ではないでしょうか。市民として報道されている反対運動者の表現の自由は認めるとはいえ、守礼の邦・沖縄を心から愛する沖縄県の人たちがこのような方々と行動をともにすることはあり得ないことだと思っております。

がしかし、皆様方には真実を私は申し上げたいと思っております。新聞にも出ておりました、市民側に荒い言葉で機動隊に抗議する姿がある。非暴力で声を上げる市民の抗議を同列視するのはとても平等ではない等々が25日、26日に新聞に報道されておりますが、今皆様方にパネルをお見せいたします。このように、まずくそつたれ、あほか、死ね、死ね、死ね。ここまで来

る経緯には何があるかと申し上げますと、本来ならばここに入っているタブレットで皆様方にこの真実の声をお聞かせしたい。(資料を掲示) しかし、残念なことに許可がありません。ですから私が代読してこれを読み上げます。

まず、このくそつたれ、死ね、あほかについてです。高専の前で、ローソンの前で、鴻原の前でやりましょう。道路のあらゆるところでピケを張りましょう。あしたから東京警視庁を呼びますか。サミットで忙しい警察を呼んだらどうだ。沖縄機動隊じゃ間に合いませんよとこのように力強くたくましい宣言をしたのが5月でございます。そして、翌日から道を通る車、しっかりと公言実行でございます。車をとめ、フロントをたたき、死ね、死ね、死ね、死ね、死ね、米兵。くそつたれ、おまえらあほか、死ねの言葉でございます。(「誰が言ったの」、「意見書のタイトルは何ですか」と呼ぶ者あり) 済みません、やっていいですか、やっていいですか、やっていいですか。はい、あとは自分で確認してください。

次に移ります。

次は、この皆さん、写真でございます。(資料を掲示) 目のいい方はよく見えるかと思っております。しっかり殴られております。1発目です。次、2発目です。そしてこれ、1発、2発目ととまるものではありません。3発、4発も殴られます。この事の発端は何かと申し上げますと、クルサリンドー、おまえなんかはわからんのか。やってみろ、言ってみろ、やってみろと言って3発、4発、5発も殴ります。これが現状です。(発言する者あり)

次、言います。

○議長(新里米吉君) 少し整理して、意見書に入るようにしてください。

○又吉 清義君 こちらにこのようなものがあります。襲われているのは防衛局職員でございます。ここで何が起きているかです。これも何が起きたかと言いますと、彼は集団に囲まれ、おい、これ盗聴マイクじゃないか、取り上げろ、取り上げろ、出せ、出せ、出せ、出せと力強く奪おうとしているのが、新聞で報道されている市民の皆様方です。市民の皆様方です。そして、この裏を見てください。(資料を掲示) 次は、おい、座れ、来るのかおまえは。座れって言うんだよ、何言ってるんだよ、おまえはと、このように力強く発言する市民の皆様です。ですから、このように首を押さえられ、しっかりと押さえられております。(発言する者多し) そして見てください。押さえられているばかりではありません。このように悲鳴

を上げているにもかかわらず、高江現場でこのようなことが報道されております。そして、これは皆様方もよく御承知のとおり、高江での往来違反の車の現状です。そして、皆様方にもう一つ知ってほしい。

(発言する者あり) このように、弱い市民の皆様方が力強く集団で取り囲み、頭を押さえたりとか、このような暴言の数々を吐く中で、実は、どうしてもパネルに入らなくてこちらにはしっかりとした沖縄の新聞記者もいらっしゃいます。残念なことに枠の都合上入ることができません。これもそうでございます。新聞記者がここに今ほんの少しカメラを片手に持って、皆さん御存じでしょうか。しっかりと見ております。しっかりと見ております。(資料を掲示)

私が皆様方に言いたいのは、このような真実がなぜ報道されないのか、私は悲しくてなりません。背景にはこういうことがあるということを皆様方にはぜひ知っていただきたい。知っていただきたい。残念なことに、このような現状を知っている方は、新聞記者だけでございます。新聞記者だけでございます。ですから、議員諸公からもこれを知らなくて、おい、又吉、何を言っているかと怒る気持ちもよくわかります。

(発言する者あり) でもこれは真実でございます。しっかりと理解してください。ブーイングが出ることもよく理解しています。私は皆様方に真実を訴えたいだけです。お互いこの真実を訴える中で、私は「高江現場における不穏当発言に抗議し警備体制の改善を求める意見書」の提案理由を述べていきたいと思っておりますので、しっかり聞いていただきたいと思えます。どうぞ、皆さん、現場でこのようなことが起こっているということを、まず東村高江では、これ済みません、間違えましたね。

[高江現場における不穏当発言に抗議し警備体制の改善を求める意見書朗読]

このような私たち議会でこれが議論されている中で、私は去る26日、非常にショックを受けました。それはなぜかと言いますと……

ちょっと休憩してください。

○議長(新里米吉君) 休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時37分再開

○議長(新里米吉君) 再開いたします。

○又吉 清義君 最後に、このようないろいろな発言があるのを、本当にこれでいいのかということをお互いぜひ知ってほしい。先ほど意見書の中ではごく一部を述べましたが、今私が調べた全てを皆様に公表したいと思います。まず、このようなことが平気で現

場で起こっているということです。

おまえは心がゆがんでいるから顔もゆがんでいるんだよ。おまえの耳、何のために柔道やっているんだ、恥ずかしくないか。米軍の犬、政府の犬、安倍の犬。人殺し。デブ、豚、熊。おまえら覚えているから町で会ったら覚えておけよ、死んでるぞ。次会ったときは殺し合いのけんかだからな。トラックにひかれて死ぬ。動画でアップして町を歩けないようにするからな。おまえの顔と家族を世界にアップしてやる。税金泥棒。おまえたち、米軍のレイプに加担しているんじゃないよ。フラー フリムン ディキランヌー。ばかやろう、豚やろう。おまえの親と子供の顔を見たいものだ。腐ってるんだらうな。孫の代までののしってやるからな。町中におまえの顔を写真ばらまいてやる。おまえ、八つ裂きにしてやるぞ。おまえの家の前で街宣やるぞ。おまえの目、腐ってるよ。おまえ、沖縄で生きていけないよ。おまえはまだ死んでないのか。おまえの家はわかってるぞ。横断幕を設置するぞ。ヤナワラバー シナサリンドー。(発言する者あり)

パワハラしているのはおまえだろう。シナスンドー。学校からやり直してこい。一度でもいいからまともな仕事をしてしろ。不当弾圧をとめろ。こんな仕事で妻や子供を養うのか、ばかやろう。おまえらは犬だから言葉はわからんもんな。違法トラックを取り締まれ。(発言する者あり) 女性にさわんな、セクハラやろう。上の言いなりになっておまえらは奴隷じゃ。ハジシラー。こじき。子供はいるか。人殺しの親め。イッターの親戚、調べたらすぐにわかるんだからな。真喜志中隊長の後のターゲットはおまえだ。俺は道に飛び出す、けがしないように運べよ、おまえの仕事だろう。親の教育が悪い、ばか息子。自分の頭で考えろ。私たちの税金なんだからその体、畑で使え。おまえたちには弁当を支給させているが、私たちはおにぎりでご飯で我慢している。私たちは幸せだよ、なぜなら自分の意思でここに来ているから。やりがいを感じている人は手を挙げて、手を挙げないということは誰もがやりがいを感じていないんだな。制服を脱いでこっちにおいでよ。島をレイプするな。おまえらはどこの警察だ。県警か、大阪か、警視庁か、帰れ。マスクをよこせ、マスクをしないと顔ばれちゃうぞ。暑いし砂煙が舞っているだろう、水をまけ。こんなことしないで違法ドラッグを取り締まれ。何のためにサングラス、マスクをやっているんじゃない、外せ。(発言する者あり) こんなところにいるより、災害現場に行け。おまえが身につけているのは、全部税金だ、返せ。

○議長(新里米吉君) まとめてもらえませんか。

○又吉 清義君 おまえが戦争に行って死ぬ。沖縄の歴史を勉強してから来い。自分の仕事が恥ずかしいと思わないの。ばかたれ。火炎瓶や鉄パイプで闘う方法もあるんだぞ。地獄に落ちろ、レイシスト。おまえらの家族、彼女を米軍に渡せ。この写真、彼女と家族、どこに送ってほしい。アメリカの犬め。権力の犬になるな、仕事しろよ。写真撮ったからこれで有名人になるね。そんな姿、家族に見せるのか。おまえらは人殺しの子供は人殺しや。おまえらを殺し俺も死ぬ。(発言する者あり) おまえのところの知事はどうなっているんじゃ。大阪の人間は金に汚いよね。

○議長(新里米吉君) そろそろまとめてください。

○又吉 清義君 おまえたちが受けた研修、言ってみろ。土人、シナ人言えと教えられたのか。沖縄県警が謝って大阪府警がなぜ謝らない。死ぬ、呪ってやる、大阪に帰れ。暴力団、殺人集団。おい、どんな教育を受けているのか。やくざめ帰れ。俺らが土人ならおまえらは猿、イエロー・モンキーじゃ、ナメクジでも食うとれ。沖縄の歴史を勉強したのか。差別発言、謝れ。目がよどんでいるぞ。低能。2本線はもう洗脳されているから何言っても無駄。俺は死ぬときは1人で死なないからな。町歩くときは後ろに気をつけろよ。おまえ、ヤマトウだろう、帰れ。このやくざ。(発言する者あり) 森林破壊をしていることを……

○議長(新里米吉君) 繰り返しになったりしていますので、まとめてください。

○又吉 清義君 わかっているのか、あなたたちには脳みそがない。おまえたちは人殺しの加担者だ。税金泥棒。土人、シナ人発言したな、本部長は謝罪している。おまえらは謝罪しないのか。ここはもともと沖縄の土地だ。大和の人が沖縄国を巻き込んで戦争をした、13万人が死んだ、どう思うか。(発言する者あり) 沖縄県民が何をした、歴史を見てみろ。県民に暴力を振るい傷つけるな。勝手に沖縄の土地に基地をつくるな。土人やろう帰れ。沖縄県民に謝りなさい。(発言する者あり) 沖縄は300年前からいじめられてきた、今も植民地だ。排除と言いながら暴力を振るう、昔と同じように私たちを苦しめるのか。山を崩され緑がなくなり、外国人……

○議長(新里米吉君) まとめてください。同じ言葉が何回も使われています。

○又吉 清義君 観光に来なくなる。我々の生活・安全を守ることが警察官の仕事だろう、恥を知れ。工事用のトラックは過積載じゃないのか、取り締まりなさい。(発言する者あり) あなたたちが私たちの顔を覚えているように、私たちもあなたの顔を把握してい

る。私は命がけでここに来ている、このフェンスをよじ登って入るのも逮捕されるのも何も怖くない。ただ仲間に迷惑をかけたくないから何もしないだけだ。愛知に帰れ。おまえの顔、気持ちが悪いぞ。おまえ、目がおかしいぞ。おまえら、どうせ毎日カヌチャで泳いでいるんだろう。へらへらするな。反対派からも中指を立てられた。帰ったれ、二度と来るな。税金泥棒。何もしゃべらないのか、口があるんか。死ぬ。福岡に帰れ。あなた方は人殺しの手伝いだ。不細工な顔はどけ。おまえなんか死ぬ。全国にさらし者にしてやるぞ。女にもてないからって追いかけないでくださいねと。皆さん、こういった言葉が現場で飛び交っていることをぜひ知ってもらいたい。

私のために、後はここで判断をすればよろしいです。県民の皆様が現場で何があるかということです。

ですから、このような私は「高江現場における不穏当発言に抗議し警備体制の改善を求める意見書」を提出いたします。

以上で提案理由の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。(発言する者多し)

○議長(新里米吉君) これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(新里米吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(新里米吉君) 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長(新里米吉君) これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉 瑞己君 こんにちは。

討論に入る前に、午前中に与党・中立会派の皆さんの賛成で採択されました意見書と決議は大変意義ある

ことだと考え、二度とこうした問題が起きないことを心から願うものであります。

それでは、日本共産党を代表いたしまして、沖縄・自民党会派から提案された意見書に反対討論を行います。

まず初めに、この意見書では、高江オスプレイパッド建設現場で起こった県外から派遣された機動隊員による差別発言を不適切だと指摘はするものの、その内容においては、一部の反対派住民の言動を捉えて、現場で行われている抗議活動全てが過激なものであるかのように訴えるなど、売り言葉に買い言葉、どっちもどっち論にすりかえ、逆に差別発言をした警察権力を擁護するものになっております。

警察本部長も今回の発言の非を認め、謝罪もしているように、逮捕権など圧倒的な公権力を持つ警察の職務中の発言と、市民の発言を同列に比較すること自体が、まず間違っております。

日本の警察は、戦前の特高警察や治安維持法といった国民の思想や運動を弾圧する非民主的な制度を反省し、戦後は民主的理念を基調とする管理と運営を目指してきました。警察の活動は、国民生活や基本的人権に直接に影響を及ぼす公権力を持っているからこそ、その警察法第3条には「警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行う」と定めております。そして、その宣誓書にはこう書かれております。「何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当ることを固く誓います。」、こう最後は結ばれています。

「触るなクソ、どこつかんどんじゃボケ、土人が」、「黙れ、こら、シナ人」。市民を守るはずの警察が、主権者である国民に対して、平気で差別用語を吐き捨てるように浴びせかける。今回の問題は、沖縄だけでなく全国の人々にも大きな衝撃を与えております。それは、国策に抵抗する人々を敵視し排除をしていく。国策に従わない人々には何をやってもいいんだと言わんばかりのこの警察権力の姿に、戦前のような不穏時代の空気を感じ、危機感を覚えているからであります。

沖縄・自民党会派が提案した意見書には、提案者の先ほどの説明態度からも明らかなように、新基地建設に反対する市民運動を敵視し、逆に、差別発言をした警察を擁護する意図を持っていると言わざるを得ず、反対をするものです。さらに同意見書案には、「今回の発言は県民に向けられたものではなく、県民への差

別発言でもない。」と指摘しております。このことは、この問題の本質を見誤るだけでなく、矮小化させるものとなっているために反対をするものです。

沖縄は戦前、徹底した皇民化教育のもとで、みずからの言葉・ウチナーグチも奪われました。沖縄戦では本土防衛の捨て石にされ、日本で唯一住民を巻き込んだ地上戦を経験し、4人に1人が犠牲となりました。戦後もサンフランシスコ講和条約によって日本から切り難され、27年間にも及ぶ米軍占領下に置られました。本土復帰から44年たった今でも広大な米軍基地は居座り続け、それどころか今度は、美しい海を埋め立て、森を壊し、新たな米軍基地をつくろうとしております。

こうして日本本土から捨て石にされ、切り難され、今なお民意を踏みつけられている沖縄県民の苦難の歴史や現状を少しでも理解し、寄り添う気持ちがあれば、土人、シナ人といった侮辱的な差別用語は絶対に出てこないはずですが、今回、暴言を吐いた2人の若い機動隊員は「差別的な意味や、歴史的な意味を持つ言葉とは知らなかった」と説明をしているようですが、このことにこそこの問題の深刻さを物語っています。彼ら警察官全体の中で、若い世代の中で、インターネットの世界で、あるいは日本社会全体の中で、沖縄に対する差別意識や植民地意識が今なお根を深くおろしているのではないかと危惧し、憂いているからこそ、多くの県民が今回の侮辱発言に胸を痛めているのではないのでしょうか。

2013年1月、当時那覇市長だった翁長雄志知事を先頭に、県内の市町村長や議長、そして自民党から共産党まで全ての会派の県議らが参加して、東京銀座でオスプレイ配備反対を求めるデモ行進を行いました。そのとき、日章旗や旭日旗を手にした沿道の一団から、沖縄要請団に対して聞くにたえない罵声が浴びせられました。非国民、売国奴、中国のスパイ、日本から出ていけ。あのときの憎悪にまみれた差別的で排外的な罵声と、今回高江で起こった差別発言は重なって見えると参加した議員の皆さんは口々に言っております。多くの県民が今回の発言をみずからのこととして深く傷つき、怒っています。

沖縄・自民党会派の意見書案は、今回の問題をあくまで発言をした機動隊一個人の問題に矮小化させるものであり反対をするものです。

最後に、こうした今回の侮辱発言問題を初め、高江でのオスプレイパッド建設現場が混乱し、異常な状態が続いているのは、県外機動隊による過剰警備を初めとする安倍政権の強権的姿勢こそがその原因です。東

村高江でのオスプレイパッド建設に反対する抗議行動は、ことしで9年目を迎えました。これまで9年間、1人の逮捕者も出さずに、けが人が救急車で搬送されることもなく、平和的に抗議活動を続けてきました。しかし、ことし7月11日、参議院選挙で新基地建設反対を訴えて伊波洋一候補が圧倒的な勝利をおさめたその翌日に、国はオスプレイパッド建設のための資材搬入を強行しました。そして県外から500人とも、800人とも言われる機動隊員を派遣し、県道を封鎖し、工事再開を強行しました。民間ヘリだけでなく自衛隊のヘリまで使って、ヤンバルの森を破壊しています。

こうした沖縄県民の民意を踏みにじり、問答無用で新基地建設工事を強行する安倍政権の強権的姿勢こそが、住民の抗議行動を追い詰め、現場を大混乱にしております。私たち日本共産党は、政府は直ちに大量派遣した県外機動隊員を引き揚げさせ、高江オスプレイパッド建設を断念すべきだと考えます。

よって、ただいま議題となっております沖縄・自民党会派から提出されました意見書案に反対をするものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 西銘啓史郎君。

〔西銘啓史郎君登壇〕

○西銘 啓史郎君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

議員提出議案第3号「高江現場における不穏当発言に抗議し警備体制の改善を求める意見書」に対し、賛成の立場から討論いたします。

まず1点目、警備活動と抗議活動について。

本来、警備活動と抗議活動は、おのおのの法律に基づきとり行われるべきものであると私は思います。警備がなければ抗議活動はないとの趣旨の発言もよく耳にしますが、果たしてそうでしょうか。そのどちらかが過激・違法となると過剰警備または違法・過激抗議活動と言われます。

しかしさきの9月定例会での代表質問、一般質問において、県警本部長の答弁は、現場における混乱及び交通の危険の防止などのため、関係法令にのっとり、安全に最大限配慮した上で必要最小限の範囲で安全な場所に移動させたものである等々との発言がございました。そういうことで、高江現場での違法抗議活動に対する事実も明らかになったわけであります。

私は、全ての権利には義務が伴うべきだと思えます。抗議活動の権利を主張することを否定はしません。しかし、法律を遵守するという義務を怠ってはな

らないと私は強く思います。

それから、2点目。

機動隊員の処罰について。

私たち沖縄・自民党の意見書は、現場警察官の不穏当発言防止の徹底化を図ることを求めています。決してその発言を容認しているわけではございません。県警本部長、公安委員長が県知事への謝罪を行い、また、当該隊員は懲戒戒告という重たい処分を受けました。今後、もし公務員が不穏当な発言をした場合、または侮辱に当たる発言をした場合に、そのたびに抗議決議を行うのでしょうか。現場での混乱の中での抗議者の発言は、先ほど又吉議員が説明したように、脅迫めいたものも数多くあります。先ほど与党議員からは、もう要らないというような発言もあったと思いますが、まさしく聞くにたえない、私も信じられない発言がありました。これも事実であります。私は、それは脅迫罪にはならないのかという個人的な疑問も持っています。参考までに、脅迫罪とは、本人またはその親族の生命、身体、自由、名誉または財産に対し害を加えることを告知することによって成立する罪とあります。別に今回、脅迫罪が適用されるわけでもありませんから多くは語りませんが、やはり抗議をする活動、法律を遵守しながらきっちり行うべきであると思っ

て加えておきます。3点目に、翁長知事の政治姿勢についてであります。

SACO合意、SACOとは、Special Action Committee on facilities and areas in Okinawaと。平成7年11月に日米両国政府によって設置され、沖縄県民の負担軽減と、それにより日米同盟関係の強化を目的としてプロセスに着手したとあります。SACO合意を認める翁長知事は、さきの代表質問の答弁の中で、知事公室長は、「県はSACO合意事案を着実に実施することが、本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。」とそのように答弁しております。これは知事の答弁と同じであります。

その中で、SACO合意を認める翁長知事としては、1点目、那覇軍港の浦添移転（新軍港建設）も容認・推進していること、2点目、10月8日、米軍北部訓練場の年内返還の方針を伝えた官房長官に対し歓迎と発言しました。それから10月12日、一転して不適切と釈明をいたしました。

県の資料によりますと、昭和47年5月復帰現在の米軍施設及び面積は、87施設2万8660ヘクタールで

す。平成27年3月末の米軍施設は、32施設2万2992ヘクタール。約2割の削減、施設数としては55施設の返還になっております。その中で、今回、北部訓練場約4000ヘクタールを返還すると、その沖縄の米軍施設の面積は、約1万8992ヘクタール、復帰時点と比較すると約66%となります。そういう事実も着実に実現することで、我々は把握をしておきたいと思えます。

3点目、先ほどの知事の発言。歓迎から釈明に変わった発言。

知事としてあやふやな発言が与党議員の皆様への不信を買い、我々野党議員の追及を受けることになったと私は思います。知事は、明確にその姿勢を示すべきであると私は思います。

それと、先ほどのYouTubeでのお話がございました。

4点目、インターネットの情報についてであります。

今現在も数多くの動画が配信されております。恐らく与党議員の皆様もしっかりとこの動画を視聴されていることだと思います。その中に抗議活動をされている方々の中の発言が、繰り返しますが、それこそ不穏当な発言、警備員に対する脅迫・恫喝ともとれる内容の映像が流れています。これも間違いのない事実であります。現場で起こっている事実であります。しかし県民の多く、特に御高齢の方々はその動画を見る機会も少なく、正しい情報が伝わりません。非常に残念なことであると私は思います。

次に5点目、マスコミの報道のあり方についてであります。

現場で起きている事実を県民に伝えるという大切な役割を本当に果たしているのでしょうか。1枚の絵を議会事務局の許可を得て配付をさせていただきました。（資料を掲示）皆様のお手元にも私が先ほど配付をさせていただきました。この絵は有名な絵なのでもう御存じの方も多いかと思いますが、あえて議員の皆様へ質問いたします。この女性、この女性の年齢は何歳に見えるのでしょうか。お手元の資料、お配りした資料を見ていただければ——ありませんか。恐らくこの絵が老婆に見える方、または貴婦人、30代に見える方がいらっしゃると思います。（発言する者あり）何ですか。要は、これは老婆に見える方はこれは恐らく鼻に見えるはずで、これが口です。これが目です。老婆に見えませんか。このかぶったショール。これを貴婦人に見える方は、これは顎です。これが目です。これが鼻で、これ耳です。そういう見方をすると

貴婦人に見えませんか。お手元の配付した資料を見比べてください。これはどちらも正しいんです。貴婦人に見える方がこれを老婆に見える方に対しておかしいと、おまえら間違っていると、逆もそうです。老婆に見える方が、これ貴婦人と、ばかだと、そんな見方をするのはおかしいと言ってるのと私は今同じ状況だと思えます。マスコミは、反対の声、賛成の声、抗議者の声、警備の声、両方を伝えてその判断は県民、市民に仰ぐべきだと私は思います。この絵を見て片方にしか見えなかった議員の皆さん、または両方見えた議員の皆さん、この方々は良識があると私は思います。ぜひこういった偏った物の見方、別に貴婦人に見える方が間違いとは私は言いません。老婆に見える方が間違いとも言いません。ただこういう見方を常に持ち続けることが私は重要であると考えております。（「県民の側に立っているかどうかですよ」と呼ぶ者あり）そうですね。おっしゃるとおりです。同じ西銘としては発言が信じられません。

ところで、私としては、報道の自由、公平公正な報道とは何でしょうか。先ほど又吉議員が恐らく言いたかったことは、このことではないかと思ひ、私も実は新聞を用意しました。10月26日の琉球新報「機動隊の差別発言を問う」というコラムで東大の安富歩さん——教授だそうです——が掲載されました。内容を少しだけ披露します。皆さん、既にお読みかと思いますが、「機動隊の差別発言を問う」の中で、「非暴力の闘争で最も大事なものは、どうすればこちらが暴力を使わずに、相手を挑発して暴力を使わせるか、ということ。（中略）沖縄は傘にかかって権力者を挑発し、ばかなことを言わせ続け、次々に言い訳をさせて対応を迫るべきだ。」という投稿がございます。個人の意見なのであえて申し上げますが、この方がどの党を支援しているか私はわかりません。興味もございません。

しかし、最後に申し上げます。私は一人の市民として、県民として、県議会議員の一人として、この沖縄がこれからどういう方向に進むのか。過去の歴史を振り返ることも大事です。しかし、それ以上にこれからどのような未来をつくり上げていくのか、どのように私たちがこれに取り組んでいくのか、そのことがより重要であると私は思います。間違っても、独立という選択を県民に求めることがないよう意見として申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 皆さん、こんにちは。

議員提出議案第3号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

冷静かつちょっと別の目線から、私はこの賛成討論を行いたいと思います。

そもそも今回の県外機動隊による沖縄県民侮辱発言に関する意見書、この意見書に対して、私、それが提案があった早速から、大変理解できない、腑に落ちない思いをしております。

そもそもこの沖縄県民侮辱発言、日本社会の人たち全体が沖縄県民を果たして差別しているのか。この一警察官の「土人」発言、大変これは許されるべき問題ではないんですが、私たちがこの県議会でこういう抗議をする、意見書を決議するという、この県議会の品格とでもいうのか、あるべき姿に私は大変疑問を感じております。一つの方向性として、この決議案というのが、どういう方向で流れていくかということを私なりに考えてみますと、これは大きく県議会で、この差別発言に対する抗議がなされたことは、あらゆる手法でこの基地をつくらせないという今後の方向性に行く。そして、これはオール沖縄とでもいうのか、県民全体として一警察官の発言がもはや日本社会が沖縄を差別している、政府が差別しているというような方向で、大きな本土と沖縄の差別にくさびを打ち込んでいく方向に流れる。もしこのことが、県議会が決議されたことがある意味では力となって、県民大会、島ぐるみ運動という方向につなげていったとすると、これは大変注意しなければならない。また、この差別発言が基地の過重負担、沖縄に過重負担を強いている、沖縄県の自治権を侵害しているというような方向で国連までも話が進展するという可能性。これがもしあったとすると、大きな時代の、グローバルの時代に逆行するような流れになっていって、これは大変残念な動きになるなという一点懸念をしております。

もう一点であります。

もう一点は、かつてこの一警官、公僕として勤めるべく警官の発言ですから、これは本人も反省して処分を受けているわけですが、今後、公務員がある政党、ある権力者の意向に沿わない発言等々がなされた場合、これは、あの暗黒の時代といった中世の魔女狩りというような方向性にまで発展するのではないか。こういう残念な方向に決して進んではならないと私は思っておりますから、この決議の中に、本当に潜む個人としての倫理観や、もう見識の問題、それからその立場としての発言等々含めて、公の立場、個人の立場、この個人の立場に対して、県議会が抗議をしてい

くというようなことはあってはならないのではないかと。これは組織として、あるいは政府へ、警察へ、その警察官のあるべき姿にしっかりとした教育指導をしていくということが我々が求めるべきことではないかと思って、この県議会で取り扱うこの抗議決議、大変私は不安を持って、ちょっと非常識ではないのかという意見を持っております。

それからもう一点は、この今回の混乱、地元では経済活動、生活活動が大変乱されておりますけれども、私たちがこの基地問題、基地の整理縮小、普天間の危険性の除去等々、知事あるいは我々議会人がしっかりとした結論を出すべきこと、ましてしっかりとした対応を結論を出していく中で、この混乱というものを收拾していく方向に我々政治家は、議会は努めなければならない。こういうような思いを持っております。

私もネットとかITには弱いんですけれども、ちょっとこの現場における混乱、それぞれの言い分というものがあろうからということで、いろいろとネットを開いてみたりしたんですが、やはり地元の農作業やこの日常生活が多分に障害を起している、検問を受けたりしている、通れない状況があるというようなこと等を見ました。それで、このネットに流れているこの防衛局との混乱の状況、FACTというネットを見ますと、やはりこれが沖縄かという残念な思いで見えておりましたが、まさに職員がこの活動家ともみ合いになって、サングラスをとられ、帽子を飛ばされ、そして頭を押さえつけられて拷問に近い状態にいる姿。私はこれが沖縄かというような思いで大変残念に今思っているわけですが、少なくとも今回の「土人」発言のこの状況というもの、この「土人」発言というこの状況というものは、場合によっては我々いろんな情報を収集して、この前後の動画をしっかりと見ておかなければならない。マスコミで一部切り取りで、この「土人」発言というものに対するバッシングがなされております。私はその発言そのものの切り取りには賛同いたしかねますが、この混乱状態における、異常な状態における対立というものの、この言動というものが生んだその条件というものをお互いに認識し、批判し、評価しなければならない。その意味でもって、悪質なものであるのか、そういう一部の感情的であるのか、それが社会的に制裁すべきことであるのか、議会人として我々が抗議決議までしなければならない背景なのか、こういうことをしっかりと見きわめていかなければならないというふうに思ったりもするわけです。現実的に、ネットを見ますと、道路は占

扱われておりますし、本当にトラックの下には人が入っておりますし、また、この基地内にも堂々と夜間を問わず入っているという、ある意味での無法地帯、これを我々は議会人として解決するのが当然の責務であるというふうに思っているわけであります。

知事が県警本部長、公安委員長——私は呼んだと思っておりますが、呼んで抗議をいたしました。知事も抗議するというのが、現場の事実に基づいた、この「土人」発言に対して、しっかりとした検証をした抗議であったのかどうか、私は知事も実態というものを把握しない上で、僕は県警本部長を呼び、公安委員長を呼んで抗議したのではないかと、抗議したというふうに思っておりますが、少なくともそもその根本に眠るこの高江の今回の問題、これは、7000余の北部訓練場が4000ヘクタール返還されるということについては、知事、県のトップであれば当然に歓迎すべきことであります。であるならば、私は、知事は明確に与党会派の皆様にも丁寧に御説明申し上げ、現実的な政治の落としどころとしてのこの北部訓練場の返還、これを認める。そして代替施設、これにも条件をつけるならばつけるということをつくっていただく。そのためには、この与党の皆さんを支えるプロ活動家と言われる皆さん、平和活動家の皆さんにも丁寧に話をして、混乱をおさめていく、これが責任だというふうに私は思うわけであります。そういう意味で、もはや今回の県議会の一個人の発言に対しての抗議決議は大変大きな大きな——人権を擁護すると言いながら、人権を崩壊させていく、あるいは誇りを持って公僕として勤める公務員も、このような県議会が一公務員の発言で抗議決議が出るような事態となったならば、自信と誇りを持って業務を遂行することはできない。警察官だから特別ではない。公務員でありますから、こういう我々の県議会での議決ということは、大変大きな意味を持っているということを私は皆様方に訴えたいというふうに思っております。

もちろん、先ほど述べておりましたが、マスコミのほうも、私がネットで見たものとマスコミが、沖縄県紙が伝えている事実というものは、相当乖離したものがあってはないかというふうに思っておりますが、マスコミもこの事実の報道、正確な現場の公平中立な報道というものには、責任を持ってしっかりと取り組むべきだと思っております。

今後、このような問題は、高等裁判所で今辺野古埋立承認取り消しの判決が出て、県の意向というのは全く否定されたような形になっております。最高裁のほうに場は移ったわけでありますが、最高裁でもし県が

敗訴したときに、知事はどのような判断をするのか。そして、少なくともこの市民運動家を含めて、今後この基地問題に知事がどういうリーダーシップを発揮して、この課題をおさめようとしていくのか。もし、知事が最高裁の判決を受け入れるとしながらも、この大衆運動、また私たちの申しわけない与党の皆様も、基地をつくらせないというあらゆる手段を使って抵抗していく、最も悪いケースとして、この最高裁の判決に従って粛々と事を進めていただくことを希望するわけですが、少なくともこの平和活動家、地元の住民運動をされる方に対しても、あおることがあってはならない。抗議集会で我々の県議も、この道路を、交通違反とも言えるような場所で、堂々と抗議して、この運動家をあおり立てているというこれが実態であります。この辺は深く深く反省をしながら、我々県議会が良識ある、品格ある県議会としてこの基地問題にしっかりと正面から取り組んでいく。最終的に私たち県議会の責任は、政治家の責任は、この長い間積もる基地問題をどう解決していくか。そして、まさに県民の中に賛成、反対として大きく県民のこのエネルギーが分裂している、それを統合して今後沖縄をいかに発展していくかということが私たちの、議会の、政治家の責任であるというふうに思っておりますから、私は今回のこの意見書、議員提出議案第3号に賛成の立場から皆様方に訴えながら、ぜひ我々にもこの問題の收拾の責任があることをお互いに自覚していきたいというふうに願うものであります。賛同をよろしく願います。

○議長（新里米吉君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 ただいま議案となっております「高江現場における不穏当発言に抗議し警備体制の改善を求める意見書」に賛成の立場から討論を行います。

先ほど比嘉瑞己議員から、先ほどの意見書案の件で一部の反対派の過激な発言が反対派全体を捉えているという形で、今回の提案についての見解がありました。私は、全く同じことを賛成された皆様方にお返しをしたいわけでありましてけれども、このように一部の反対派の過激な発言が反対派全体を捉えている、そのような趣旨だったと思いますけれども、そうであれば、一現場の発言が、そういう捉え方をするのであれば、沖縄県全体に県民に対する発言、そういうことはないと思うんです。私どものほうの一部の反対の過激な発言が反対派全体ということからすると、そうであれば先ほどの件は、まさにそのときそのときの現場でおさめるべきことであって、機動隊員の一人の発言が、結果的には先ほどの意見書では県民全体を指し

ているという、そういうふうな表現でした。同時にまた、日本国民と沖縄県民を分断している。そこまで言い切るわけですから、我々はその一つ一つの物事が、先ほど西銘議員からもありましたように、それぞれが都合のいいように捉えて使う。それでいいのかなという憤りを今感じているわけでありましてけれども、さらには、オスプレイ配備反対のときの東京集会や、あるいはまた街頭の行動についても触れておりますけれども、これ先ほどもありました。そのときにオスプレイ配備反対の玉城義和さんが事務局長で、私が保守系で事務局次長という立場で東京行動もあるいはさまざまな活動をさせていただきました。確かにあのデモ行進の中で、さまざまな批判を受けたという、そこは覚えております。ただ、それは日本全体からするとごく一部。先ほどの瑞己議員の話でも、この反対派の過激な部分はほんの一部だというふうな捉え方だと思っておりますけれども、1億数千万の（「2000万」と呼ぶ者あり）1億2000万、3000万の中のあの銀座のところの一部というふうな捉え方を今しているんです。どういうふうな物事でも、やっぱり賛同する人もいれば批判をする人もいるという、そういうことも含めて、全てこういうふうな問題に差別をされているとか、あるいは植民地意識であるとかというふうなところに議論をすりかえるという、そのもの自体が私はやっぱり理解ができない。同じオスプレイ配備反対の運動にかかわった者としても、あの建白書がああいう形で使われている。そしてまた、選挙に利用されてきたという、そういうことも含めて私は非常に憤りを感しているわけです。ですから、こういうふうな不当に利用するなという、そこは強く言いたいわけでありまして。

私は、今回の意見書については、沖縄県議会が中立的あるいは公平的、公正な立場の内容であるというふうな捉えているわけでありまして。先ほどの高江現場における発言の抗議が賛成多数で可決をされました。私は今でもそう思っておりますけれども、日本国民と沖縄県民の分断の意味を持つ、提案者がそのようなことを言っておりましたけれども、今でも愕然としております。それを持つ決議案が沖縄県議会で可決をされた。衝撃を受けております。あの発言が沖縄県民全体に向けられたものであること、これもまだ納得しておりません。先ほど瑞己議員は、あの若い青年たちはそういうふうな意識はないと言っておりましたけれども、あの若い世代が本当にそういうふうな意識で発言をするのか。あり得ないことです、どう考えても。あそこで一生懸命職務をしている人間が、沖縄全体を称しああいう発言をする。そうやって捉えていく。無理がある

んじゃないですか。（発言する者あり）そこに非常に憤りを感じているわけでありまして。

私は、質疑の中でも、国も日本国民も沖縄県民を侮辱していない、そして国も日本国民も沖縄県民に差別意識は持っていない、多くの沖縄県民は差別を受けている意識はないと訴えましたけれども、議員の皆様の理解が得られなくて、大変残念に思っているわけでありまして。これから私ども沖縄県は、国や国民に対して恨みつらみをおつけていって、差別意識をあらわにして対応していくのかと思うと、本当に情けなくなります。国に恨みをぶつけて、国民に訴えて、予算や振興策を要求していく。今後の沖縄県の姿がこれですか。

（発言する者あり）しかしながら、沖縄県議会、一つの発言を通して、抗議決議を行う。目的がまだ不透明です。納得しておりません。ヘリパッド中止とか、機動隊の撤退とかを同時にやるのであれば、今現場で一生懸命反対をされている住民の方々や、あるいはまた県民の方々に対しても説明ができるはずであります。今回の決議の目的がまだ理解できません。私はオスプレイ配備同様、先ほど行った抗議決議、私はオスプレイの配備同様、県民大会の道筋を沖縄県議会がつくろうとしているのか。あるいはまた、翁長知事を国連理事会で、あの発言に伴う沖縄県の人権問題を訴えるために、その手続として沖縄県議会の決議は決議がなされているのか。そういうふうな意図があつての先ほどの決議であるとする、県民大会ありき、あるいはまた翁長知事を国連理事会で演説をさせるその手段としての決議であるとしたら、非常にゆゆしき問題であると考えているわけでありまして。

さらに、高江現場での発言を問題視することで、ヘリパッド建設を翁長知事が容認している現状を隠すこと、さらに翁長知事を支える与党議員もそれを容認する立場で抗議決議を行ったとすると、これは反対住民やあるいはまた県民に対して大変失礼なことであると私は考えているわけでありまして。

なぜ、そもそも今この問題が発生しているのでしょうか。平成8年に北部訓練場の返還が日米両政府で合意されてから20年が経過いたしております。北部訓練場の7500ヘクタールのうちの4000ヘクタール返還させる。大幅な基地の返還であります。沖縄県の米軍基地は、約2万3000ヘクタールありますから、そのうちの約18%、4000ヘクタールが返還されることによって、沖縄県の米軍基地の大幅な基地の整理縮小であります。整理縮小は長年にわたる県民の課題でありますから、大いに多くの県民の皆様が歓迎をしていると思うわけでありまして。翁長知事も就任以来、特に国

土面積の0.6%の沖縄県に約74%の米軍基地が集中しと繰り返しております。米軍基地は、経済振興・発展の最大の阻害要因である。もう覚えていますよ、私。繰り返しているものですから。そういうようなこともずっと翁長知事は言っております。ところが、具体的な翁長知事の基地の整理縮小の案は、聞いたことがありません。そういうことからいたしましても、翁長知事もこの北部訓練場の返還には、大きく期待をしているわけであります。任期中に4000ヘクタールの米軍基地が縮小される。翁長知事の大きな実績になるはずであります。当然、与党議員もそれを応援していると考えているわけであります。

さらに私は、今回の発言が出てきた背景には、先ほども申し上げましたように、命をかけてヘリパッド建設を阻止する側と、法律に基づいて反対派住民の権利を守りながら現場の秩序を保つ、文字どおり機動隊員も体を張って職務を全うする。この現状があることを認識したいわけであります。現場では、誰が正しいとか悪いとかの冷静に判断できる状況にはないと思うわけであります。まさに反対する住民の感情も含めた違法行為に対する警察官、機動隊員の対応の苦悩がそこにあると思えるわけであります。このような混乱した現場での一人一人の反対派住民や機動隊員の発言について、一つ一つ細かく評価をし、判断を我が沖縄県議会でできるのか、非常に疑問があるわけであります。県議会としての議論があるとするれば、この混乱の要因となっている北部訓練場の返還、それに伴うヘリパッド建設、このことを問題にすべきであります。政治の力、まさに県議会議員としてもその必要性を含めた議論をやる必要があると思っているわけでありますけれども、今残念ながら県議会ではそのような議論はないものと承知をいたしております。

次に、何点か項目をつけて述べたいと思っておりますけれども、まず、①が翁長知事の政治姿勢と現状であります。

翁長知事は、辺野古をつくらせない、反対を県政の柱として取り組み、結果としてこの問題解決を裁判に委ねております。このように、みずからの公約を翁長知事自身の政治活動や交渉力を発揮せずに司法の判断によって解決しようとする姿は、県民の信頼を失うものであると考えております。その一方で、裁判、司法の判断に委ねながら、また、あらゆる手段を使って反対、つくらせないを進めていくとしているわけでありますけれども、このやり方が県民では理解しがたいことだと考えております。特に、政府批判や司法批判を繰り返す沖縄県政のありようは、今内外から疑問が寄

せられているわけであります。

さて次に、北部訓練場返還に伴うヘリパッド建設については、翁長知事は、北部訓練場の返還を歓迎し、その代替施設であるヘリパッド建設は容認、あるいは消極的な容認の立場であると理解しているわけであります。このことは、翁長知事の発言や先ほどの決議案の中でも、知事公室長が説明した安慶田副知事の対応も含めて、県の対応からヘリパッド建設容認の姿勢がよく理解できるわけでございます。北部訓練場返還問題は、現場の住民の対立によって解決するものではありません。私は、翁長知事の政治家としての交渉力や政治力の発揮によってしか解決できないと考えているわけであります。ぜひ翁長知事が前面に出て、現場の混乱をおさめて北部訓練場の返還、そしてまた、オスプレイ、代替施設のヘリパッド施設の建設について、しっかりと現場で対応してほしい。今、翁長知事のこの政治姿勢が問われているものと私は考えておりません。

2点目、高江区民と地域の影響であります。

高江区民からすると、北部訓練場の返還に伴う代替施設、混乱している現状については、大変大きな不満で、日常生活や仕事に大きな支障があるわけであります。とにかく、混乱はやめてほしい、それが切なる願いであります。反対する住民の権利が保障されているとはいえ、そのために多くの機動隊員があつ静かな地域で対応するありさまはまさに異常状態であります。いずれにしても一日も早く、静かな日常を取り戻してほしい。それが地域住民や区民の切なる願いであると考えているわけであります。そのようなことから、国も官房長官や防衛大臣が直接、東村や高江区長との話し合いをし、現状認識のもとで問題を解決していく、あるいはまた、対応策を協議していく、そのようなことが既になされているわけであります。翁長知事も一刻も早く東村長やあるいはまた高江区長らと協議をし、この混乱をおさめる方法を県知事としてしっかりと対応していただきたい。そのように考えているわけであります。

3点目は、反対派住民と警察官、機動隊との関係であります。

高江現場における反対派住民と機動隊の関係は、本来、対立する関係ではありません。なぜなら、警察官や機動隊は、反対派住民に対して職務で対応するわけであります。対立する目的、意図はないわけであります。私は、それぞれが立場を認め合って、正常な反対運動と違法行為のない現場づくりがなされるべきであると考えているわけであります。ですから恐らく、現

場では、先ほどの一部の過激な反対派集団というふうなことで言っておりましたけれども、恐らく警察官とあるいは反対派住民もそれぞれの立場を理解し合った上で対応がなされている、そのように考えるわけであり、それがまた、ごく自然であります。当たり前です。機動隊は、反対派住民に対して別に恨みつらみも持っておりません。職務としてやるわけですから、現場で反対派住民の皆様方に対する対立を一々あおる必要もないわけであり、本来はそれぞれが信頼関係を保ちつつやっているとすることが現状だと考えるわけであり、

警察や機動隊の仕事は、公安委員の説明のとおり、政治やあるいは時の民意といったものから離れて、安心・安全を守っていくという、そういうふうな立場であります。先ほど、比嘉瑞己議員も参議院選挙とか選挙の民意の後でこういうことが行われているというそういうふうな指摘がありました。しかしながら、公安委員の仕事は、それぞれの政治やそのときの民意といったものから離れて、市民、県民の安心・安全を守る、公の秩序を保っていく、維持をしていくというのが公安委員会の立場でありますから、選挙で勝ったから、その民意に従って警察は対応しないといけないという、このような乱暴な考え方は、警察には通用しないわけであり、あくまで、政治や時の民意といったものから離れるという、そこが客観的に、第三者的に公安委員や警察は対応していく、そのような責任を公安委員、警察も果たしているということでございます。

4点目に、沖縄県及び県の公安委員や警察の対応であります。

沖縄県の対応は、先ほど申し上げましたように10月11日の米軍基地関係特別委員会で、知事公室長が述べたとおり、高江現場では法令の遵守と憲法で保障された表現の自由の両者に配慮すること、明確であります。安慶田副知事が、沖縄防衛局長に地域住民の日常生活に最大限配慮するとともに、県道施設の利用管理に支障を及ぼすことがないように、このような要請をしているわけであり、繰り返しますけれども、沖縄県の立場は、法令に基づいて、ヘリパッド建設を進めて、かつ反対住民の立場も尊重しなさいとのことでもあります。ヘリパッド建設には、明確に容認する立場だと言えらるわけであり、

沖縄県知事や県政は、高江現場でぜひ反対派住民ともその対応をしっかり協議し、現場の混乱をおさめる責任があると私は考えております。一方で、県公安委員は、警察が選挙で示された民意を尊重して警備をす

る、しない、あるいは検挙しないということ自体、著しく政治性を帯びることであり、認められるものではない、これは、県議会の本会議で断言をいたしております。先ほど私が申し上げたとおりであります。警察は、政治、時の民意といったものから離れて、市民の安全・安心と公の秩序を確保すべく、法令違反や今にも違反が犯されるような事態に対しては、淡々とその職責を果たす必要があると述べているわけであり、これは、10月4日の公安委員の答弁でありますけれども、さらに、このたびの高江における警備は、沖縄県警が政府の意思と離れて、政治的に中立な立場において実施しているものでありまして、人員確保の観点から必要に迫られて呼んだ県外の機動隊についても、沖縄県警の完全な指揮下において活動するものでありますので、議員御指摘の例とは質を異にするものではないかと理解しているところでございます。

そして、北部訓練場周辺では、今も連日、違法なありさまで抗議がなされております。こうした状況の中、北部訓練場周辺における警備活動については、警備対象地域が広範であることなどの理由から一定の人数が必要であること、そして県警の人員体制では対応できないことから、公安委員会といたしましても、他県の部隊の応援を求める必要があると判断しているところでございます。そのため、県外の機動隊の引き揚げは、県内一般の治安維持の面からも適切ではないと考えておりますという答弁でございます。

一方で、県警察であります。警備部長、10月11日の米軍基地関係特別委員会、現在、北部訓練場ヘリパッド移設工事への抗議参加者は、北部訓練場米軍提供施設内へ刑事特別法に違反して侵入し、建設工事を妨害するため、座り込みや重機へのしがみつきの行為、チェーンソーへの接近など危険かつ違法な抗議行動を行っているところ、県警察では、これら抗議行動に伴う事故のほか、工事関係者等との事件やトラブル防止等のため、同施設内において警戒に当たっているところであります。本件につきましては、9月28日午後1時10分ごろから北部訓練場H地区の斜面下に、刑事特別法に違反して侵入した抗議参加者およそ30名が集まっていたところ、同所は、工事により伐採した樹木等が落ちてくるなど危険な状態にあったことから、午後1時16分ごろから沖縄防衛局職員や刑事特別法違反である旨警告するとともに速やかな移動を促しております。しかし、その後も抗議参加者が移動せず、危険な状況にあったことから、午後1時36分ごろから危険防止と安全確保のため、機動隊による斜面下からの移動を促す措置を開始しております。その

際、同所は落差およそ10メートルの急斜面であり、雨の後で滑りやすいことや高齢者も多いことなどからロープ4本を使用して、うち2本は樹木に縛りつけて、斜面下から頂上部分までの手すりがありとして使用し、2本は万が一の滑落事故を避けるため命綱として抗議参加者の腰やリュックサック等に巻きつけて滑落防止措置を行い、さらに機動隊員五、六人で補助して押し上げるなど、いわゆる災害救助とも似た要領で安全対策を徹底して行い、午後2時46分ごろには全ての抗議参加者を安全な場所へ移動させております。なお、抗議参加者3名まで引き揚げた時点で、その抗議参加者らが激しく暴れ、ロープが体に食い込んだり、締め過ぎたりするなどしたため、ロープ使用はかえって危険であると判断し、その後は手すり用ロープと機動隊による補助のみで移動を行い、完了しております。

以上のことから、県警察は危険防止と安全確保のため行ったものであり、抗議参加者への身体を拘束したものではありません。なお、使用したロープにつきましては、速やかに危険防止と安全確保を図る必要があったため、やむを得ず作業現場にあったものを使用して対応したものであります。繰り返しとなりますが、抗議参加者らは、北部訓練場米軍提供施設内へ刑事特別法に違反して侵入し、今回の状況へと至ったものであります。県警察では、これらの抗議行動の状況を踏まえ、現場における混乱及び交通の危険の防止のため、各種法令に基づき必要な警備活動を行っているところであり、警察法第2条に規定する、警察の職務を達成するための業務を適切に行っている。そのような立場が報告されたわけであります。

沖縄県は、反対派住民の立場を尊重しつつ、ヘリパッド建設を容認する立場であります。県公安委員会は、法令に基づき地域住民、工事関係者を守り、かつ反対派住民の表現の自由を守る、そのような立場であります。そして、県警察は、現場でその秩序を守るための対応をするわけであります。

5点目、意見書の持つ意味であります。

今回の高江現場における不穏当発言に抗議し、警備体制の改善を求める意見書は、先ほど述べました沖縄県の立場、県公安委員会の立場、県警察の立場、そのことを理解した上で現場の混乱をおさめて、北部訓練場の返還が実現するよう求めていくものであります。高江区民を初めとする地域住民を守る、そして工事関係者を守る、さらには反対派住民の立場を優先し守る、尊重していく、対応していくための今回の意見書であります。

同時に、住民運動とは別に基地問題の解決を図る、政治にかかわる責任者として県議会議員、あるいはまた県知事のあるべき姿を指摘させていただいております。

さて終わりに、現在起こっている高江の問題は、まさに政治が解決すべき問題であります。その根本は、①、北部訓練場の返還であります。それにあわせて沖縄県の米軍基地の整理縮小であります。このことを実現していくのか、現状のまま放置していくのか。このような基地問題を政治の責任を放棄して、住民運動によって解決することはあり得ないことだと私は考えております。反対する住民は、政治に期待して現場で頑張っているはずであります。この問題解決は、私は翁長知事に委ねられていると考えております。知事を初めとする与党議員やあるいはまた政治家がこの現状を直視して、この問題解決を正面から捉えていく、その必要があると考えているわけであります。

翁長知事を初め、それを支える与党議員団、この問題解決についてどのような協議を行い、話し合い、あるいはまた役割分担をしているのか、ぜひ県民に明らかにしてほしいわけであります。翁長知事と与党議員団に、ぜひそのことをお願いし、そしてまた私ども自由民主党も含めて、この問題解決と一緒に考えていきたい。そのためにはやっぱり、先ほども申し上げましたように、翁長知事が東村長やあるいはまた高江区長としっかりお会いし、その問題を拾って現場を皆様と一緒にやってこの問題解決をする、12月いっぱいにはヘリパッド建設も完成するという、そのようなことが今言われておりますから、早目にその問題解決のために翁長知事に積極的に動いていただきますようお願いを申し上げ、賛成する立場から討論いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（新里米吉君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第3号「高江現場における不穏当発言に抗議し警備体制の改善を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君） 起立少数であります。

よって、議員提出議案第3号は、否決されました。

○議長（新里米吉君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今期臨時会の議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年第5回沖縄県議会（臨時会）を閉会いたします。

午後2時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 新 里 米 吉

会議録署名議員 親 川 敬

会議録署名議員 西 銘 啓史郎